

令和5年第5回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

高山議長

皆さんおはようございます。只今より、令和5年第5回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。只今の出席議員は10名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、5番金谷議員、6番崎廣議員を指名いたします。
日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、6月16日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告をお願いいたします。3番松澤議員。

3番
松澤議員

本日、招集されました第5回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月16日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については本日、6月22日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和5年4月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。1、令和5年6月11日18時55分頃の浦河沖の地震について。副町長。

副町長

令和5年6月11日、18時55分頃に浦河沖で発生した地震について、別紙1により報告いたします。1地震の概要については表のとおりとなっております。4行目の場所及び深さについては浦河沖となっておりますが、震源は沙流川河口付近となっております。当初の速報値から若干深さが変更されています。6行目の震度ですが、千歳市、厚真町、浦河町で震度5弱を観測し、震域が広く北海道から東海地方にかけて震度4から1を観測しております。町内では振内町で震度4、本町、仁世宇で震度3となっております。その他に記載のとおり、今回の地震発生後、町内で地震が2回発生しています。17日土曜日の9時26分頃、青森県東方沖を震源地とするマグニチュード5.7の地震が発生し、最大震度は日高東部などで震度3となっており、振内町で

震度1が観測されています。19日月曜日ですけれども、13時50分ごろに十勝南部ではマグニチュード5.2の地震が発生し、最大震度は日高東部などで震度3、振内町で震度2、仁世宇、本町で震度1となっています。2の町内の被害状況ですが、6月11日から12日にかけて調査した結果記載のとおり、貫気別町民センター体育館ステージ天井が一部破損しております。また、沙流川歴史館でスロープの柱下部分及び、展望台の柵の溶接部分にそれぞれクラックが発生し、階段付近の配線カバーが破損しております。なお、歴史館の被害状況は室蘭開発建設部に連絡済みとなっております。3、その他ですけれども、日高管内において大きな被害の確認はされておらず、6月12日17時に道庁危機対策課の連絡本部が廃止となっております。以上、令和5年6月11日18時55分頃に浦河沖で発生した地震について報告とさせていただきます。

高山議長

2点目、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

平取町教育行政に関する報告をいたします。始めに、小中学校の状況についてご説明申し上げます。令和5年度町内小・中学校の入学式は4月7日に実施されました。令和5年度における児童生徒の状況であります。本日現在におきまして、小学校5校あわせて208名、中学校2校で121名、合計で329名となっております。このうち、特別支援学級への入級者は、小学校13名、中学校5名となっております。児童生徒の総数では、前年度より小学校で15名の減。中学校では3名の減となっているところであります。教員職員の体制としましては、校長4名、教頭3名が新たに赴任しております。あわせて一般教職員についても異動はありましたが、児童生徒及び保護者、地域とともに積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校における指導体制は築かれているところであります。町単独採用となります教員につきましては、小学校に時間講師が1名、特別支援教育支援員については、小学校5校において10名、中学校1校において3名、合わせて13名を配置し、また、外国語指導のALTについては2名を配置しております。本年度における全国学力学習状況調査につきましては、4月19日に実施されたところであり、当町におきまして、小学校6年生と中学校3年生が参加しております。今年度は、小学校は国語、算数の2教科、中学校は国語、数学、英語の3教科で実施されました。実施後速やかに自己採点を行い、授業改善、家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても取りかかっているところでもあります。なお詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告いたします。また、町独自で行っております標準学力調査におきましては、同日において、全ての小・中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1、2年生が受けており、その結果が出次第、各学校に戻し課題等の分析把握に役立てていくこととしております。次に、学校の

活動であります。学校における新型コロナウイルス感染症の考え方について、令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行しており、学校においては、従来の感染対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ちついている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となり、流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。今後も児童生徒が安心して充実した、コロナ前の通常の学校に戻ることができるよう工夫していきます。中学校での体育祭、小学校における運動会につきましては、原則、来賓の方々にはご遠慮願いましたが、保護者等の人数制限することなく、本来の内容で6月17日までに無事終了したところであります。また、修学旅行については、小学校は合同で1泊2日で札幌、小樽方面、中学校は2泊3日で仙台、函館方面を実施し、事故もなく、無事に終了しております。今年度は感染状況を見極め対策を講じながらも、コロナ前の本来の学校に近づくための努力をしていくことも、各学校及び保護者に伝えているところであります。次に公営塾平取義経塾につきまして、今年度は6月1日現在、中学生で67名、高校生で29名の登録、受講が始まっている状況であります。中学生の60%、高校生の75%が通塾している状況であります。また、今年度も振内支所の2階で振内教室を月2回、基本的に土曜日に開設し、振内地区中高生の通塾環境の整備を進めているところであります。社会教育係におきましては、児童館、児童クラブのない地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開催しており、紫雲古津では35名中35名、二風谷は16名中13名、貫気別では24名中24名の児童が登録しております。また、振内、本町、2地区に開催しております高齢者大学につきましては、今年度、41名の方が入学しております。4月17日から活動を始め、月1回程度のペースで学習活動を行っております。社会体育係では遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを、本町では小学校1年生から3年生までの26名、貫気別地区では1年生から6年生を対象に18名、振内地区についても、1年生から6年生までの13名が参加しております。文化財課におきましては、今年度は全施設、博物館、歴史館、工芸館、開拓財産展示施設、二風谷コタンチセ群、沙流川歴史館について4月1日から開館しております。博物館では、5月末までに3769名が訪れ、また、沙流川歴史館での企画展「ポロシリの魅力」を開催し、4月25日から5月28日までの入館者は2878名となり、その後、貫気別、振内、ふれあいセンター、平取ダムビジターセンターで7月23日まで移動展を行っております。また、6月18日にマンロー先生を偲ぶ会を二風谷旧マンロー邸前庭で実施しております。なお、北大文学部が管理しております、二風谷旧マンロー邸につきましては、今年度は内部は1階一部分のみの公開で5月1日から見学可能となっております。また、4月25日開催の第4回教育委員会で平取町文化財4件の新規指定の告示がさ

れました。内訳は有形文化財 2 件、無形文化財 2 件で指定告示日は令和 5 年 4 月 25 日となります。有形文化財は貝澤かつえ氏作のアットゥシアミプ 1 着と、故貝澤守幸作氏のイタ 1 枚で、いずれも昭和 40 年代の二風谷のアイヌ文化振興を伝える優れた工芸作品として指定するものです。無形文化財は、アットゥシの制作技術とイタの制作技術の 2 件で、平取町の主要なアイヌの民具であるアットゥシ及びイタを正しく継承するための保護施策として、制作技術を指定するものです。アットゥシとイタにつきましては、経済産業省の伝統工芸品である二風谷アットゥシと二風谷イタとしても価値付けが図られているところであり、文化財の観点からも、しっかり保護施策を進めて、さらなるアイヌ文化の振興や技の継承を行うための活動につなげていきたいと考えているところでもあります。また、図書館につきましても、4 月 1 日から通常開館としているところであり、移動図書館や出張図書館、団体貸し出し、映画上映会なども例年どおり実施しているところでもあります。そのほかにも、各担当におきましては、年間事業計画に沿って事業を実施しているところでもあります。以上、本年 4 月からの教育行政に関わる報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第 5、議案第 1 号、監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第 1 号、監査委員の選任について説明をさせていただきます。監査委員は、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するものでございまして、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する役割を担っていただく職でございます。この度、平取町監査委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。選任する方でございますが、住所、沙流郡平取町字荷菜 37 番地 11、氏名、三浦繁春氏でございます。生年月日は昭和 29 年 11 月 12 日で 68 歳でございます。次のページをお開きください。経歴概要でございますが、学歴は昭和 50 年 3 月に北海道平取高等学校を卒業されまして、昭和 49 年 4 月に平取町農業協同組合に就職されまして、平成 27 年 3 月まで農家経済対策室長、副参事などを務められ退職、その後、平成 27 年 4 月から令和 5 年 6 月 30 日までは一般社団法人、北海道農産協会に勤められることになっております。平成 20 年 10 月から平取町監査委員として約 15 年の長きに渡り勤めていただいた、山田和博氏の後任として選任をさせていただくものでございます。三浦氏は人格が高潔で自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し見識を有する方で、監査委員制度にも理解を示していただいております。適任者と判断してございますので、ご同意について、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号、農業委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号、農業委員会委員の選任についてご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、次の10名の方を選任し、議会の同意を求めるものでございます。選任する方でございますが、まず、住所、紫雲古津230番地1、山田慶一氏、56歳、荷菜8番地4、垂柳忠氏、49歳、荷菜165番地1、坂本秀司氏、53歳、荷菜79番地12、原田和枝氏、62歳、本町6番地6、水谷忠幸氏、62歳、貫気別248番地25、宮入司氏、63歳、旭26番地4、笠山茂樹氏、57歳、長知内27番地1、萱野久彦氏、58歳、振内町267番地1、藤江一博氏、72歳、振内町48番地4、奥村好志氏、72歳、以上10名の方でございます。それぞれの方の経歴概要は説明を省略させていただきますけれども、選任した皆様が農地行政等に深い見識を持ち、かつ知見を得ている適任者でございますので、議会の同意を求めるものでございます。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日の3か年でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は議案のとおり10名の選任同意が求められておりますので、採決は1名ずつ行います。まず、農業委員として山田慶一氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、垂柳忠氏の選任について同意することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、坂本秀司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、原田和枝氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、水谷忠幸氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、宮入司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、笠山茂樹氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、藤江一博氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に、奥村好志氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次の採決については萱野議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、一旦退場を求めます。続けて、次に萱野久彦氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、農業委員会委員の選任については、山田慶一氏、垂柳忠氏、坂本秀司氏、原田和枝氏、水谷忠幸氏、宮入司氏、笠山茂樹氏、萱野久彦氏、藤江一博氏、奥村好志氏の選任に同意することに決定いたしました。

続きまして、日程第7、議案第3号、固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。町長。

町長

議案第3号、固定資産評価審査委員の選任について説明を申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に次の方を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字紫雲古津228番地1、藤田実氏、生年月日昭和31年6月25日、66歳でございます。次のページをお開きください。経歴概要でございますが、昭和55年3月に創価大学を卒業され、55年4月に平取町職員となり、退職する平成29年3月まで、議会事務局長、税務課長な

どを務められております。その後、平成29年6月から令和2年3月まで社会福祉法人平取福祉会に勤務されております。令和2年8月からは、固定資産評価審査委員として選任され、現在に至り、再任をさせていただくものでございます。藤田氏は地方税法にも理解を示し、人格見識も高く、適任者ということでございますので、選任同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

高山議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

それでは、採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第4号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号、辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。辺地に係る総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市町村が辺地における公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を議会の議決を経て定めるもので、総合計画に計上しております町内の辺地に該当する地区で今後予定しております公共事業について、辺地計画として策定するものでございます。辺地とは交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれていない過疎地域で、次の二つの要件を満たす地域となります。一つ目は、地域の中心、これは宅地3.3平方メートル当たりの価格の最も高い地点を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。二つ目は、役場、医療機関、郵便局、小中学校、駅または停留所までの距離や、近傍の中心市町村までの距離が遠隔であるなど、条件を点数化した辺地度点数が100点以上であることとされております。この度、辺地に該当する要件等を改めて確認したところ、川向辺地、これは川向地区でございます。それから荷負辺地、これは荷負地区でございます。それから長知内辺地、これは長知内、幌毛志地区でございます。それから貫気別辺地、これは貫気別、旭、芽生地区になります。それから岩知志辺地、これは岩知志、仁世宇地区となります。この五つの地域が辺地に該当することから、当該地区で今後予定しております公共事業について、辺地に係る総合整備計画を定めようとするものでございます。この計画を定めることによりまして、辺地対策事

業債の対象となり、これは充当率100%で、元利償還金の80%に相当する額は、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される有利な起債を借り入れることが出来ます。今回の計画の対象地域は、只今、申し上げました5地域となりますが、具体的な計画についてご説明いたしますので次ページをお開きください。なお今回策定する計画期間は、令和5年度から9年度までの5か年となります。まず、川向辺地に係る計画につきましては、道路施設といたしまして、川向町界線舗装事業ほか2事業で事業費1億1180万円、林道施設として林道開設事業で事業費9100万円、電気通信施設として、平取テレビ中継局放送機更新事業で事業費5942万5000円、合計で2億6222万5000円となり、辺地債の予定額は1億5030万円となります。事業計画の内訳は下段に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。次に、14ページをご覧ください。荷負辺地に係る計画は、公民館その他集会施設といたしまして、荷負生活館新築工事2億7483万5000円、辺地債の予定額は5490万円となります。次に下段、長知内辺地に係る計画は道路施設といたしまして、藤内橋の橋梁長寿命化修繕事業1100万円で、辺地債の予定額は390万円となります。次に、15ページ、貫気別辺地に係る計画は、道路施設といたしまして、芽生旭線の町道の改良舗装事業のほか1事業で、事業費1億1000万円、飲用水供給施設といたしまして、貫気別地区排水管整備事業のほか1事業で1億2762万1000円、農業の経営近代化のための施設といたしまして、中山間地域型の農地整備事業排水路整備で2077万8000円、合計で2億5839万9000円となり、辺地債の予定額は1億8550万円となります。計画の内訳は下段に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。最後に、16ページ、岩知志辺地に係る計画は、道路施設といたしまして、仁世宇橋、仁世宇2号、4号橋の橋梁長寿命化修繕事業7100万円で、辺地債の予定額は2540万円となります。なお、各辺地における辺地度点数や公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、計画書に記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。また、本計画の策定に当たり、法第3条第4項に規定する北海道知事との事前協議につきましては、令和5年5月10日付けで協議済みとなっておりますので申し添えます。以上、辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 8、議案第 4 号、辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9、議案第 5 号、令和 5 年度平取町一般会計補正予算第 2 号を議題とします。提案理由の説明をお願いします。総務課長。

総務課長

議案第 5 号、令和 5 年度平取町一般会計補正予算第 2 号につきましてご説明いたしますので、17 ページをご覧ください。令和 5 年度平取町一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによるものといたします。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出にそれぞれ、6842 万 2000 円を追加し、予算の総額を 69 億 3314 万円にしようとするものでございます。第 2 項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、25 ページをお開き願います。2 款 1 項 9 目企画費、1779 万 8000 円の追加でございます。これは、一つは平取高校の魅力化を図り存続させる会が月 1 回のペースで開催されておりますけれども、その協議の中から必要となる予算の調整と令和 6 年度から全国募集の生徒受入れ体制の整備などにかかる平取高校の魅力化に必要な予算の補正となります。二つ目は、民間賃貸共同住宅整備費補助金と空家等対策推進事業補助金の補正となります。三つ目は、国道 237 号線振内歩道整備に伴う道路照明灯移設工事の補正となります。7 節報償費、151 万 8000 円の追加です。これは平取高校の魅力化を図り存続させる会の開催回数を増やし、その外部有識者委員の報償費として 12 万円と、高校と地域をつなぐコーディネーター役や町外からの入学者の受入れ相談などの業務を担っていただく、地域おこし協力隊として 1 名、6 か月分の報償費 139 万 8000 円の増額でございます。8 節旅費、5 万 2000 円の追加。これは存続させる会の回数増に伴う委員の費用弁償など 6 万 5000 円の増額と、当初先進地視察を予定しておりましたけれども、これを取りやめたことによる普通旅費 1 万 3000 円の減額となります。10 節需用費、18 万 5000 円の追加。これは令和 6 年度から、町外からの入学生を受け入れるため、民家を借用しようとする予定でございますけれども、その整備や準備のために必要な消耗品などの経費として 5 万 5000 円、存続させる会の会議のお茶代など、食料費 7000 円、高校の魅力化を考えるフォーラムの開催に伴うチラシなどの印刷代として 2 万 3000 円、寮として使用する借家の修繕料として 10 万円、合わせて 18 万 5000 円を増額するものでございます。12 節委託料 126 万 5000 円の追加。これは高校の魅力化を考えるフォーラムの開催に伴う運営等にかかる業務委託料でございます。14 節工事請負費 400 万円の追加です。これは国道 237 号線振内歩道整備に伴い必要となる、町で設置しております、道路照明

灯 6 基の移設工事にかかる費用となります。18 節負担金補助及び交付金 1077 万 8000 円の追加でございます。内訳は、一つ目が平取高校の魅力化のため生徒を全国募集するためのコーディネーター負担金として 55 万円、地域おこし協力隊活動費補助金として 37 万 8000 円、平取高校生徒の全国募集に当たり、学校見学に来る家庭への助成金といたしまして 25 万円を増額するものでございます。二つ目は、民間賃貸共同住宅整備費補助金 900 万円の追加です。これは総合計画に登載はしておりましたが、予算編成時におきまして問合せ等がなかったことから、当初予算に計上しておりませんでしたけれども、今年度当初に事前相談を実施したところアパート 1 棟で 1LDK 4 戸分の申請があったため、追加で補正するものでございます。三つ目は、空家等対策推進事業補助金 60 万円の追加です。これは当初予算で 7 件分 210 万円を計上しておりましたが、9 件の申請があったため増額するものでございます。これらの財源については起債と繰越金を充当いたします。次に、26 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、2370 万 8000 円の追加です。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうち、低所得者支援枠による、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費と、同じく推奨メニューによる社会福祉施設に対する燃料、電気、ガス、給食費の物価上昇分に係る補助金、それと、令和 3 年度、4 年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、これは非課税世帯給付分でございますけれども、精算により返還金が生じたことにより補正するものでございます。10 節需用費 11 万 8000 円の追加。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務に係る消耗品やチラシなどの印刷費となります。11 節役務費 6 万円の追加。これも給付金の支給に係る郵送料となります。12 節委託料 47 万 3000 円の追加。これも給付金の支給に係るシステムの改修委託料となります。13 節使用料及び賃借料 59 万 2000 円の追加です。これにつきましても給付金の支給に係るプリンターなどの事務機器のリース料となります。18 節負担金補助及び交付金 2171 万 5000 円の追加でございます。一つ目は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、令和 4 年度または 5 年度の住民税が非課税世帯と令和 5 年 1 月から 6 月までの収入が減少した家計急変世帯に対して、1 世帯当たり 3 万円を支給するもので、650 世帯を見込みまして、1950 万円を追加するものです。二つ目は、令和 3 年度から 4 年度の物価高騰により燃料費、電気・ガス料金、給食費の増加など影響を受けました社会福祉施設の障がい者支援施設すずらんに対し、負担軽減のため社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として 221 万 5000 円補助するものでございます。只今、説明いたしました追加補正に係る財源につきましても、全額新型コロナ交付金を見込んでおります。22 節償還金利子及び割引料 75 万円の追加です。これは、令和 3 年度と 4 年度に実施しました、非課税世帯に対する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につつま

して、交付額の確定に伴い、令和3年度分は1世帯当たり10万円の7件分で70万円、4年度分は1世帯当たり5万円の1件分で5万円、合わせて75万円の返還金が生じたことによる補正となります。財源につきましては繰越金を充当いたします。次に27ページ上段、3款1項2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金948万9000円の追加です。一つは新型コロナ交付金の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、只今、26ページで説明いたしました障がい者支援施設すずらんへの補助金と同様に老人福祉施設のかつら園、デイサービス、ケアハウスしずか、こころのホームふれない、生活支援ハウスきずなに対して、燃料費、電気・ガス料金、給食費の物価上昇分の一部を補助するため、社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として、413万4000円の追加でございます。補助金の内訳につきましては、かつら園、デイサービス分といたしまして267万3000円、ケアハウスしずか分といたしまして94万4000円、こころのホームふれない分といたしまして36万8000円。合計で平取福祉会への補助金398万5000円と生活支援ハウスきずな分といたしまして、富川グロリアホームへの補助金14万9000円となります。財源につきましては全額新型コロナ交付金を充当いたします。二つ目は、びらとりデイサービス運営費補助金302万円の追加です。これは、デイサービスの令和4年度決算におきまして、1158万7000円の赤字となり、そのうち新型コロナウイルス感染症による収入減が453万5000円であることから、不可抗力分といたしまして、新型コロナによる減収分、453万5000円の3分の2であります302万を平取福祉会へ補助するものでございます。三つ目は、認知症グループホームこころのホームふれない運営費補助金で233万5000円の追加となります。これはこころのホームの令和4年度の決算が168万7000円の赤字となり、赤字額から平取福祉会が負担すべき費用96万1000円を差し引いた残額72万6000円と、現在ワンユニット9名で運営している施設について、待機者が28名いることから、待機者の解消を図るため、9月1日から、もうワンユニット9名定員の開設を目指しまして、必要な備品等を整備するための資金として160万9000円、合わせて233万5000円を平取福祉会へ補助するものでございます。この平取福祉会への補助金の財源につきましては、繰越金を充当いたします。次に下段、3款1項4目福祉施設費、18節負担金補助及び交付金96万4000円の追加でございます。これは新型コロナ交付金の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、びらとり温泉ゆからに對しまして、令和4年度の燃料費について、令和3年度からの燃料費の増加分の2分の1を燃料費高騰負担軽減支援金として補助するものでございます。次に、28ページ上段、3款2項1目児童福祉総務費、344万7000円の追加でございます。これは、物価高騰により影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、支援を行う国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を給付

することに伴う補正となり、国から全額補助金が交付されるものでございます。10節需用費5万3000円の追加です。給付金の支給に係る消耗品などでございます。11節役務費9000円の追加です。これは支給事務にかかる郵送料5000円と振込手数料4000円となります。12節委託料38万5000円の追加です。これは給付金の支給に係るシステムの改修委託料でございます。18節負担金補助及び交付金300万円の追加です。これは令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者と、令和5年度住民税非課税世帯で、令和5年3月31日現在で満18歳未満の児童を養育している世帯及び家計が急変した世帯が対象となり、該当世帯数を30世帯、対象児童数を60人と見込み、児童1人当たり5万円の300万円を計上しております。なお、ひとり親世帯につきましては、北海道が実施する給付金の対象となることから、この給付金の対象外となります。また、26ページで説明いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは別の制度となりますので、両方該当する場合はどちらも給付を受けることが出来ます。次に下段、4款1項5目墓地火葬場費、10節需用費88万円の追加でございます。これは斎場の1号火葬炉の化粧扉駆動装置の内蔵モーターが経年劣化のため故障し、交換が必要となったことから、修繕料として88万円増額するものです。財源は繰越金を充当いたします。次に29ページ上段、5款1項2目農業振興費、820万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金820万円の追加ですが、一つは農業後継者に対する農業者就農促進対策補助金で、当初予算で500万円を計上しておりましたが、今年度、4件の要望があり、農業機械や施設整備等への補助金が不足することから、800万円増額するものでございます。二つ目は、町内の各農業水利施設維持管理組合が管理負担しております、揚水機場ポンプ等の令和4年5月から8月分までの電気料が高騰したことから、令和3年度からの値上がり分について、新型コロナ交付金を活用して農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金といたしまして、20万円を追加するものでございます。財源につきましては、農業者就農促進対策補助金は過疎債、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金は、新型コロナ交付金を充当する予定でございます。次に下段、9款1項2目事務局費、10節需用費69万円の追加です。これは、地元の農畜産物を積極的に使用することによる生産者への支援と、地元の飲食店を支援するため、新型コロナ交付金を活用し、平取高校へ地元食材を使った弁当の配布と、平取養護学校の給食食材といたしまして、地元農畜産物を提供するための経費となります。消耗品費15万円は平取養護学校に対する食材費として6回分を計上しております。食糧費54万円は町内の飲食店に依頼します、平取高校に対する弁当代として6回分を計上しております。財源は新型コロナ交付金を充当いたします。次に、30ページ上段、9款4項2目公民館費、12節委託料197万3000円の追加でございます。これは、町有バスの運行委託料につきまして、通常であれば年度末に支出す

るところ、令和４年度の運行距離が契約時の想定走行距離を大幅に下回ったため、委託料の精算が必要となり、委託業者と協議を行い、出納整理期間中に事務を完了いたしました。ところが、担当者が最終的な委託料の支出を失念し、出納閉鎖後に未執行が判明したため、今回、過年度分の委託料として１９７万３０００円を追加するものでございます。この件につきましては、本来あってはならないミスでございまして、今後このようなことがないよう、改めて職員に確認を徹底するように周知しているところでございます。財源は繰越金を充当いたします。次に下段、９款５項２目体育施設費、１０節需用費５５万３０００円の追加でございます。これは、振内青少年会館の物置の屋根が昨年の大雪の影響により一部傷んでおりましたけれども、今年に入ってから青少年会館の屋根からの落雪により、物置の軒が折れて屋根が損傷したため、修繕が必要となったことから、修繕料として５５万３０００円を追加するものでございます。財源は繰越金を充当します。次に３１ページ、９款６項１目学校給食費、１０節需用費７２万円の追加です。これは給食の食材として地元農畜産品の使用による生産者の支援のため、新型コロナ交付金を活用して、びらとり和牛や黒豚など、地元食材の購入費用として７２万円増額するもので、ニシパランチとして６回提供する予定でございます。歳出については以上でございます。次に歳入についてご説明いたしますので、２２ページをお開きください。上段、１５款２項１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金、２９６万６０００円の追加でございます。これは歳出で説明いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、社会福祉施設等物価上昇軽減補助金、ゆから施設燃料費高騰負担軽減支援金、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金、平取高校、平取養護学校、学校給食への地元食材提供に係る経費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。次に下段、１５款２項２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金３４４万７０００円の追加です。これは２８ページで説明いたしました、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費について、全額新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が交付されるものでございます。次に、２３ページ上段、２０款１項１目繰越金、１節繰越金２６７万９０００円の追加でございます。今回の補正につきましては国庫支出金と起債を主な財源として充当し、なお不足する財源について前年度繰越金に求めるものでございます。次に下段、２２款１項１目総務債、１節総務債６０万円の追加です。これは２５ページで説明しました、空家等対策推進事業補助金に過疎債を見込んだものでございます。次に、２４ページ、２２款１項３目農林水産業債、１節農業債８００万円の追加です。これは２９ページで説明いたしました、農業者就農促進対策補助金に過疎債を見込んだものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、第２表、地方債補正についてご説明いたしますので２０ページをお開きください。第２表、地方債補正は起債の目的、補正前の限度額と補正

	後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなり、先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、空家等対策推進事業と農業者就農促進対策事業の二つの事業でありまして、補正前と補正後における限度額については、記載のとおりでありまして、その限度額の総額を7億9210万円から8億70万円に変更するものでございます。以上、議案第5号、令和5年度平取町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
高山議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。1番井澤議員。
1番 井澤議員	25ページの歳出のところで、14節の国道237号線振内歩道整備に伴う道路照明の移設工事のところで、6基の移設で400万円とありますが、これは節電タイプの既にLED化工事とか、節電タイプのものになっているものの移設となりますか、それとも、移設のときにそういうような工事をするのでしょうか。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	今回の国道237号線振内地区の歩道整備事業でございますが、こちら今回の工事につきましては、農協の交差点から本町側に180メートル、それから、妻恋橋の周辺の迂回路で200メートルほどの工事が予定されております。そこにある、道路照明灯、6基のうち2基につきましては、LED対応になっているのですけれども、残りの4基につきましてはナトリウム灯のままでございます。それらを今回、道路の支障にならない位置にずらすということで、予算を計上させていただいておりますので、全部LEDにするという考えではなくて、現状の道路照明を移設するという工事で考えてございます。以上です。
高山議長	1番井澤議員。
1番 井澤議員	4基のナトリウム灯を変えることはないということですが、6月から北電の電気代等がかなり大幅に上がっているということがありますので、予算の補正になることであれば、ナトリウム灯は結構電力を使うものとお伺いしてはいますが、こういう機会に検討することがちょうどいい時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
高山議長	建設水道課長。
建設水道	只今、ご意見いただきましたとおり、ナトリウム灯についての頭部の交換と

課長	いうのも検討材料の一つかなと思っておりますけれども、今回の4基の移設につきましては、迂回路部分へまず4基を移設しようということで考えておりますので、国道の本線にまた戻す来年度以降、戻す段階でどうするかというのはこれから検討させていただければというふうに思っております。
高山議長	ほか質問ありませんか。8番千葉議員。
8番 千葉議員	30ページ。9款4項2目の公民館費について、常任委員会のほうでも説明がひと通りありまして、今回の町有バスの運行管理委託料、いわゆる過年度分というふうに記載されておりますけれども、これはかなり直前になって気づいたのかどうなのか。やはり説明の中でも、総務課長があってはならないことが今回起きてしまったと、そういう意味では反省しているということでそれは人間ですから、見落としとか勘違いとかあるのは仕方ないと思うのですが、ただ、どの時点でこれが分かったのか、ましてや人事異動の関係もあったでしょうから、引継ぎの中でこういった話というのは全くなかったのか。その辺の詳細についてだけ、一応この議場で伺っておきたいと思います。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	この件について、判明した時期でございますけれども、道南バスのほうから6月1日にご連絡がありまして、まだ委託料が入っておりませんということで、連絡を受けた時点で判明したものでございます。引継ぎにつきましては、私のほうで、係に任せっきりにしていたという責任もありますけれども、特に同じ係の者がずっと町有バスを担当しておりましたので、特に他の者に引継ぐというのはされてなかった状態でございます。今後は本人にきちんと請求書は、後で整理するものにつきましては、クリアファイルなどに入れて目につくところに保管しておいて、スケジュール帳に処理する日にちを記入するなどして、再発防止に努めるようにしてまいりますので、私のほうからも、定期的に係のほうに声をかけまして、再発しないように努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。
高山議長	ほか、2番中川議員。
2番 中川議員	29ページの5款1項2目18節の平取町農業者就農促進対策補助金800万円と書かれておりますが、これは常任委員会的时候は説明がなかったのかなと。急遽、応募したら何件かが出てきてこういう金額になったのかなと。最初から500万円の予算はしたのだけれど、800万円の補正ということは、合計1300万円になるというふうに思いますけれども、この内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

高山議長

産業課長。

産業課長

只今のご質問にお答えしたいと思います。今、中川議員のほうからご指摘ありましたように、町のほうでは新年度入りまして4月に農協を通じて、各生産者のほうにこちらの事業、ほか町の農業施策の事業については、4月に入ってから農協を通じて周知して、事業募集をしているところであります。そういった結果、今年度につきましては4件の生産者の方から申込みがありまして、内容等精査した中で、4件それぞれ施設の整備、または軽種馬生産者の方もいるのですけれども、そういった繁殖牝馬の購入等で補助事業等に該当するものですから、今回、1300万円の予算を計上したいということで、不足の800万円を計上しています。

高山議長

中川議員。

2番
中川議員

補正ということは、下の電気料金とか、こういう高騰して20万円を補正しましたよと、こういうのは分かるのですけれども、農業者就農促進補助金ということは事業に関わることで、農業者というのは12月仕事を終えて来年度、こうしたいということを計画するのであれば、大抵12月には案を考えて申請すればいいのかなというふうに思うのですけれども、そうすることによって補正しなくても、大体の見当はついてくるのではないかと思うのですけれども、そういう対応は出来ないのかなと。このまま、今までどおり4月に案内を出して、足りなかったら補正しますよという考え方なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

高山議長

産業課長。

産業課長

こちらの平取町農業者就農促進対策事業であります、その事業の要件としては、後継者対策が該当します。後継者の方が親元に戻ってきて就農して、就農を2年目から5年間、5年間というか4年ですね。就農後5年以内がこの事業の対象になるのです。ですからその辺については、事前に生産者の方には、毎年のように周知はさせていただいてはいるのですけれども、その中でやはり、農業事情によっては、1月の営農計画を作成する段階で、ある程度わかればいいのですけれども、今回の場合については4月に入った時点で4件の申込みがあったという形になっています。ですから、事前に毎年この事業は説明をして、1月の営農計画の時には産業課の担当も農協へ出向いて色々とPRはしてはいるのですけれども、その段階では申込みがなかったということもあったものですから、今回こういう形での補正をさせていただきたいと思っています。

高山議長

ほか質問ございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、令和5年度平取町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

続いて日程第10、報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計についてご報告いたしますので、議案書33ページをお開きください。地方自治法施行例第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、これを議会に報告するものでございます。34ページをご覧ください。繰越費用に係る各事業の内容につきましては、予算計上時点におきまして、既にご説明申し上げておりますので省略させていただきますけれども、令和4年度予算の一部を令和5年度に繰越した事業につきましては、議案書に記載のとおりであり、災害復旧事業が2事業、それ以外の事業が4事業の合計6事業でございます。翌年度への繰越額の総額は1億3019万8000円となり、その財源につきましては、未収入特定財源といたしまして、国道支出金が9841万3000円、起債が3040万円。その他財源といたしまして、災害復旧事業分担金200万円、町の一般財源は、138万3000円となっております。この6事業は、いずれも令和4年度の年度末までに事業を完了することが出来なかったことから、地方自治法第213条第1項において、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することができるとの規定に基づき、この予算を令和5年度に繰越したものでございます。以上、報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計について報告させていただきましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

高山議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。以上で日程第10、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

休憩いたします。再開は11時です。

(休 憩 10時44分)

(再 開 11時00分)

再開いたします。日程第11、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであり、この順序により指名をいたします。はじめに、8番千葉議員を指名します。千葉議員。

8 番
千葉議員

今回通告してあります平取町国民健康保険病院の運営と、今後の取り組みについてを伺いたいと思います。私自身、約4年間ほど一般質問していなかったものですから、多少緊張感を持ちながら、できる限りわかりやすく質問をしていきますので、丁寧なご答弁を期待しております。地域医療の拠点となっております、平取国保病院の運営についてでありますけれども、遠藤町長のほうも就任から約3年経過しましたけれども、公約の確か一つでもあった病院改革が現在どのように進めようとしているのか、一つ一つ具体的な方針や考え方、そして将来に向けた国保病院の方向性を伺っていきたいと思います。まず一つ目に、川上前町長時代から大変要望の多かった在宅訪問診療の実施に向けた考えは一定の年数、もう既に経過しておりますが、未だに具体的な取り組みに至っていないのが現状かなというふうに思っております。今後の在宅訪問診療に向けた考え方を伺っていきたいと思います。アンケート結果を保健福祉課のほうから提出してもらって、以前私もファイルしてあったのですが、この中身をちょっと説明したいと思いますけれども、65歳以上のアンケートでありますけれども、回答者数が700名、それから、回収率が約45%というアンケートでありますけれども、この中でも訪問診療、訪問看護のアンケート調査ということで、見てのとおりなのですけれども、各議員も手元に多分この資料はあると思うのですけれども、まず、通院に対して、大変困っている方が相当数いると。今はないが、将来不安だよという人が圧倒的に多く374人。それから、通院手段がなかなかないと、定期的なバスの運行とか、病院の送迎もあるのですけれども、それと通院に何よりもやはり時間がかかるという、この65歳以上の回答者700名のうち、500名以上がこういった回答をいたしております。それと訪問診療についてでありますけれども、大体訪問診療自体を知っているという方、多いのですけれども、知らないという方も約2割ほどいたようですね、このアンケートの時点では。それと、訪問診療を利用したいかという率直なストレートの回答については、約半数の方がはいと、利用したいという回答であります。まずもって、この訪問診療について、多分実施に向けて一生懸命協議はされていると思うのですけれども、現時点での考え方を伺っておきたいと思います。

高山議長

町長。

町長

千葉議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。今、議員のほうからもアンケートの結果を若干お話しいただきましたけれども、私のほうからお話させていただきます。昨年、保健福祉課が65歳以上の高齢者を対象に、訪問診療、訪問看護に関するアンケートを実施してございまして、回答者数700名ということでしたけれども、回答者の49%、約半分は訪問診療を利用したい、将来において利用したいとの回答だったということでございます。やはり回答された方は、これから本当に通院困難になった場合ですとか、そういうことを考えて、主治医、かかりつけの医者に診てもらえるというようなこととか、家族の負担軽減ができるというようなことで、訪問診療を希望したいという結果になってございます。これを今の方が、今後どれだけ利用するのかというのは未知数なところもございますけれども、ニーズとしては非常に大きなものがあるというふうに私も感じております。訪問診療を開始するにあたって、色々と国保病院のことも、現時点での進捗状況といえますか、そういうところでお話をさせていただきまして、今後、訪問診療をやるとなれば現在の常勤3名の医師の中で、色々なやりくりをしながら、始めるのがまずは的確な現時点でのうちの病院の状況から見て、やり方として、1番早いやり方かなというふうなふうに思っておりまして、今3名体制で外来業務、病棟管理、救急対応というふうなことでそれぞれドクターが担当しているというふうな状況でございまして、具体的に訪問診療始めるとなるとですね、平日午後のいずれかのそういったコマをそういったものに充てるというふうなことになるのかなということで、1名が訪問に出ると、外来ですとか、救急等の影響も考慮しなければならないかなというふうに考えてございます。また、昨年11月から、病院地域連携室に専任の職員、社会福祉士を配置しまして、入院相談、退院後の在宅医療に関することですとか、介護サービスに関する相談、町内各関係機関との調整について、受付を行っておりますので、今後、始めるというふうなことを前提とした時には、地域連携室を窓口として、対応していくのが適切な方法かなというふうに考えてございます。まだ先ほど申しましたドクターの状況ですとか、スタッフの体制ですとか、それから平日のどの時間にこういうコマ当てはめていけばいいのかというふうなことも含めて、まだ若干その検討の時間が必要かなというふうに考えてございまして、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っておりますけれども、ただ、訪問診療は谷院長の考える国保病院の診療方針の一つでもありますし、私もこれからの国保病院の診療科目として必要だというふうな考えも持っておりますので、そういった体制の整備について、なるべく早く、その地域ニーズに応えるべく、体制の整備に努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

高山議長

8番千葉議員。

8 番
千葉議員

今、町長述べられました訪問診療の関係ですけれども、予算審査特別委員会の中でも確か井澤議員からだったと思うのですけれども、質問がありまして、その時は確か副町長が回答されたという記憶なのですけれども、令和5年度は先ほど町長がおっしゃったとおり、午後からの時間帯を使って、試験的にでもまず進めたいんだという、確かそういう答弁だったと思います。まだ一定の時間を要するという答弁でございましたけれども、これはやはり、まず、どういう状況になるのか、今ドクターの負担も確かにあると思うのですね、今の体制からいくと。ただ、この時点でまずは踏み込んでみてその結果何が欠けているのか、時間的にどんなものが必要なのか、あるいはその訪問診療を受けている患者さんがどういう考えを持っているのか、行ってみれば分かることですから、まずは。そこからやはりスタートして、まず実施に向けて一つ一つ階段上るようなかたちでも結構ですから、取り組んでいくような方向でやっていただきたいなというふうに私は思っています。ご承知のとおり、今現在平取町本町を中心として、門別国保病院のほうから、訪問診療、在宅でも、一定の患者さんを見ていただいています。よく言われるんですね、平取町もぜひ訪問診療頑張ってくださいと。できるだけサポートはするけれども、やはり、日高の町民である方がやはり優先されてくるというので、受けたくてもやはり受けられない状況がもう、間近に来ているなというふうに私も感じておりますけれども、それと何より受けている方の家へ行って話を聞いてきましたら、最後の看取りまできっちりとサポートしてくれると。これが非常に家族としてもありがたいし、このことについては、やはり言葉では言えないぐらい、感謝を申し上げているということで、おっしゃっておられました。私は在宅医療、訪問診療というのは、やはり地域性を考えると、先ほどのアンケートにもあったとおり、病院までの交通手段とか距離がやはり生まれてくる地域がたくさんあるものですから、受けたいという患者さんのところも行って、今回アンケート以外にもちょっと話を伺ってきましたけれども、ぜひ平取国保病院のほうでも実施していただきたいと、もうそれが切実な願いだということで訴えている患者さんもおりますので、ぜひ早期に実現するような検討で向かっていってもらいたいなと思っています。それでどうしても訪問診療となるとドクターの関係が生まれてくるわけなのですけれども、もう一つはやはり在宅医療と在宅ケア、これをやはりセットにして動いていただくというのが私は基本中の基本かなという考えがあります。例えば、福祉法人あたりでも民間で新ひだかなどでやっているところがたくさんあるのですけれども、在宅ケアのセンターはやはり作っていて、民間の福祉法人にある程度任せているというところもあるのですけれども、町の場合はご承知のとおり、平取福祉会という組織があるわけですし、いつも補助したり助成したりするというのは、これはもう町民に向けて一定の私は福祉対策として、財政支出が必要かなという考え、いつも持っています。だけれども、やはり協力して連携していくという部分では、この訪問診療、在宅ケア、あるいは

その訪問看護、もうこれはトータルでやはり考えていくということの中においては、やはり福祉社会もちょっと出てきてもらって協議を重ねてもらって一体化して、どうせなら取り組んでもらうという考え方を私個人的に持っているものですから、その辺の考え方はどうでしょうか。福祉社会とも協議をしているのかどうかも分かりませんが、どう考えてるのか伺いたいと思います。

高山議長

町長。

町長

先ほどの質問といいますか、特別委員会で副町長が答弁しましたし、私の先ほどの答弁にもありましたけれども、今、やはりこの平日の午後であれば対応というような、その実態の把握みたいなものもある程度出来てくるところもありますので、試行的なものにまずはなるかもしれませんけれども、私も早期の実施に向けて、またドクターともいろいろと協議をさせていただきたいなというふうに思っています。それから福祉社会との連携、訪問介護等についてもやはりこれはもう本当に色々包括的なそのサービスを提供するという意味ではもう欠かせないものかなというふうに思っておりますので、先ほども言いましたけれども、地域連携室に専任の者も配置したというようなこともあって、以前よりはそういった関係機関との連携が円滑になっているところも出てきておりますので、そういうところを利用しながら、さらに訪問診療始めるにあたってのいわゆる全体的なケアみたいなものについて、ぜひ福祉社会とも色々協議させていただければというふうに思っています。

高山議長

8 番千葉議員。

8 番
千葉議員

そうですね、多少時間がかかるかもわからないですけどまず探っていくところから、ぜひ動き出してもらいたいなというふうに思っており期待をしております。私が議員になって最初の頃だったのですけれども、前にもその訪問診療の話がやはり時々上がっていたんですよね。ところがなかなか連携がうまくいかないというか、継続出来なかった要因の中に私はやはり先ほど町長もおっしゃったように医療連携室という形のポジションが生まれたし、それから包括支援センターの機能も当然発揮できるような形も生まれているわけですから、あとは、やはり肝心なのは医師を中心とした病院スタッフの考え方、行動力、実行力、それと共通の認識、これをやはり深めていかない限りは、なかなかこのアンケートにあるような形で町民の要望が高くても、実施に向けた本格的な始動というのは私はまだちょっと難しいのかなというふうに思っていますけれども。特に中心となってくるのがやはり、今のスタッフの配置でいいのか悪いのかということもあるのですけれども、まず病院の運営の考え方、認識、特にドクターの考え方が非常に強いウエイトを占めてくると思いますので、その辺の協議をやはり深めていくということは、私は必要かなと

思っています。それと、今年の改選前の最後3月の定例会でも、質問の中にあつたのですけれども、その中で答弁されたのが、いわゆる病院の運営委員会的なものは全く開かれてないと。それと病院改革プランも、一体今どこにあるのか。全く、私いち議員としても見えてきていない部分があるのですけれども。そのときの答弁では、これからはできる限りそういったものは開催していきたいと明確な答弁をもらっているのですけれども、その辺の今後の先行き、取り組みについて、今現在の考え方について、どうなのか伺いたいと思います。

高山議長

町長。

町長

3月の議会でもご答弁申し上げました経営強化プラン、これにつきましては、色々コロナ禍ですとかで国の方針がなかなか出なかったというようなこともあって、ちょっとこう延び延びになって、何か策定の時期まで行っておりませんでしたけれども、今年度中には策定をするということで3月のときも答弁させていただいております。今、現段階としてはですね、病院内での事務的なレベルでの協議と、先進病院等の情報収集が主になっているというようなことでございまして、より動きとしてなかなかこう、外部的な目から見て動きがないようなふうに映るかもしれませんが、年度内作成に向けて、色々準備を進めているというようなことでございまして、もちろん3月でも私、答弁させていただきましたけれども、もともとある病院の運営委員会ですとか、それから議会の常任委員会、全員協議会、そういったものが最終的に報告できるまで、地域への説明等も含めて、これから精力的に行ってまいりたいと考えてございます。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

そうですね、ぜひその辺のことはこれからの取り組みとして、最優先でぜひお願いしたいなというふうに思ってます。それで、二つ目の質問なのですけれども、昨年、産業厚生常任委員会で協議され、その後12月の定例会で請願採択されました人工透析実施に向けた調査や取り組み、それが今までちょっとどういう形で進められているのか、ちょっと残念ながら私には全く見えてないんですよ。最初、9月27日に人工透析増設検討資料ということで、予算的な内訳をいただきまして、その後、常任委員会のほうでも協議して、ちょっと課題的な設計、スタートするにはまだまだ、こういう10床を設けていくという形よりも、5床に下げた部分で再度、内訳を出してくれないかということで、再度、10月13日木曜日に資料いただきました。その後、常任委員会のほうで様々検討がなされた結果、附帯意見付きでの請願採択でありましたけれども、病院事務長のほうから内訳等々かなり丁寧な説明を受けまし

て、なるほどな、この資料を私いただいた時、正直申し上げて人工透析の実施はかなりハードル高いなど。極端に言うとは難しいのではないかなという捉え方をせざるを得ませんでした、その時点では。つい最近までそう思っていました。それで私も様々知っている病院の院長先生、あるいは実際、透析を今現在やっている、近間では苫小牧とか新ひだか、門別国保病院もあるわけですが、やはりやり方とか、調査をもっと深めていくと一つ一つ…私、今日は数字的なことは一切申し上げません。この資料に対しては、一応こういう形ですと出されたものですから、それに対しての質疑は一切行いませんけれども、ただ、やはり再調査をして、何ていうのかな、初期投資の部分とか、透析実施に向けた医療スタッフなんかの配置なども、かなりこの実態というか、やはりある程度年数たてばこういうふうにできるんだなという部分もちょっと自分では見えてきまして、近間でいうと門別国保病院は別に循環器の専門の医者が常駐しているわけではないし、設備としてもこれからだんだん要望があると増やしていく考え方もあるようなんですね。今現在どうなのという形を聞きましたら、新ひだかの病院のほうと連携しながら、ちょっとオーバーしている部分というのは、振り分けてやっていると。それと苫小牧の病院の力も借りていると。要するに、新しい患者さんが来るということに対してやはり待機者が生まれている。これはもう患者さんにとってやはりそれなりの距離を移動しなくてはいけないという形になるものですから、このことについては、やはり今現在どうなのかということも含めて、私ももっともっと勉強していききたいなというふうに思っていますけれども、やはりコストを縮減したり、改善策、これはやはりもっともっと掘り下げて再調査をしていく必要があると思うのですけれども、中間報告でもいいのですけれども、現在のこの人工透析実施に向けた取り組み、考え方、まずは町長の見解、中間報告でもいいですから伺っておきたいと思います。

高山議長

町長。

町長

3月の定例会でも人工透析に関する質問をいただいております、若干その答弁の繰り返しになるところがあるかもしれませんが、答弁をさせていただきたいというふうに思っています。昨年、議会で採択されました透析室の開設を求める請願、この主旨を町としても、受け止めさせていただきたいというふうに思っておりますし、私も以前にもその患者様の家族の会というところからも要望があって、そういった切なる声といいますか、そういうものも真摯に受け止めさせていただきたいというふうに思っております。先ほど議員の質問にもございましたけれども、採択に関しての付帯意見もいただいております、透析の開設は経営に大きく関わるものであるもので、実効性、実証性の高い改善策となるように今後の平取町全体の医療の在り方も検証しながら、そういったものを検討願いたいというふうな付帯意見も付して

いただいたというようなことで、今、この透析に関してはもう議会ですとか町民の皆様の様々な意見もあるというようなことも、私も承知をしているところでございます。付帯意見の内容に沿うことになると思いますけれども、先ほどの答弁にもありました今年度中に策定すべく、公立病院の経営強化プランの検討の中で病院全体の経営も加味しながら、透析室の開設はどうかというような検討をさらに進めていきたいというふうに思っております、今のご質問にあったとおり、以前、こういった資料を提出してほしいといった中での提出であったというところもあって、さらに、これから検討するに当たっては、やはりもっとももっとこう、他の事例も小さな自治体の病院の事例等もまだまだあるというようなことで、刻々そういった病院の情勢も動いているというようなこともあって、ぜひそういった情報収集も改めて実施したいということでして、事務的なものはもう今、事務長主体にやっているということでございます。色々な資料を集める中で、議会としても判断する拠り所となった資料があるというふうに思っておりますので、そういった資料もぜひ参酌させていただきながら、さらに現状に即した精度の高いといえますか、そういったシミュレーションも行いながら情報収集して、もちろん今、門別国保病院に依存をしているというようなところもありますので、門別国保病院とは事務的なレベルでは色々とお話しをさせていただいておりますけれども、やはり、最終的には首長同士の協議ですとか、そういうものにまで、協議を進めていきたいというふうに思っております、また専門的な客観的な目で見ていただくような、専門的なアドバイザーの方の意見等も入れながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。先ほど、改革プランのスケジュールみたいなものを答弁させていただきましたけれども、それと併せて今、皆さんにお見せできるような段階まで持っていくための事務的な作業をやっているところでございますので、一定程度のお示しできるもの、途中で色々なやりとりを、というようなこともあるのですけれども、ある程度のそういった段階になりましたら、ぜひ運営委員会等も通じて協議の場を持たせていただければというふうに思っています。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

私もこの人工透析というのはそうそう簡単なものではないなという意識は持っているんです。自分でも病院現場も何回か実際に見てきましたし。ただ、経営としてどうなのかという部分というのは、多分、首長である町長が1番、心配していることだというふうに思っているのも、それも理解よく出来ます。ただ、私が感じていることは、色々調査検討しますよという、今の町長の答弁でしたけれども、私は大事なものは、まず、やれるかやれないかということは別として、やるのであればどんな方策があるのか、何を変えなくてはいけないのか、コストを下げるためにはどうしたらいいのかという、一つ一つつまん

で前に進めていくような、いわゆる立ち位置がどうなのかという部分なのです。最終的な判断というのはこれはもう首長さんの判断で構わないと私は思っているのですけれども、私も知識がまだこの医療の関係とか透析の関係、まだまだ自分でも少ないと思っているのですけれども、やはり一つは、もし実施するとしたらどうなのかという立ち位置でいるかいけないか。このことによって随分やはり調査の方法とか、詳細を調べていく中で変わってくるなというふうに思っているのです。常任委員会のほうでも、検討資料としてこの数字を出された部分も、もう何度も何度もめぐりながら見ているのですけれども、これはやはり、まずは初期投資の部分も、それから透析設備の実施運営に関するスタッフの関係もそうなのですけれども、このまま人工透析を導入していくという考え方で、うちの病院でなかったとしても、もしこの資料出されたら人工透析すると全て病院赤字になるのか、というふうに理解しなければならぬのかなという資料になっているのです。だけれども、実際に人工透析を中心に内科や小児科をやっている病院のスタッフにも話聞きましたが、トータルで考えていけば決してそうではないよと。なぜかという、まず一つはやはり透析を受けている患者さんというのは固定の患者さんになるわけですから。5人来るのか10人来るのか15人なのかそれは分かりませんが、今現在平取町内に12、3名の方が透析を必要としている患者さんなのですけれども、潜在的にいわゆる将来もしかしたら、私も予備軍かなという数値を持っている人がその倍以上いるのです。私はその予備軍の方向何人かに話を伺っていますけれども、やはり一番心配しているのは距離感、時間なのです。ですから命をつないでいく、この医療行為がやはり人工透析なのです。切実な問題だということをやはり改めて認識してもらえないのですけれども、最終的な判断、いつ下されるのかなというふうには思いながら、やはり原点に返って詳細を調べて調査をして改善策があるのであれば、この部分で踏み込んでいけば、何とか実施出来るのではないのかなという部分をぜひ模索しながら探していただくと。これがやはり基本中の基本かなと思っています。それでどうしてもできないという結論になれば、これはもう仕方がないですよ。一つの判断ですから。その辺のことを立ち位置がどうなのかということが私にはあまり見えていない。私が鈍いのかどうか分かりませんが、考え方として。それで三つ目に質問で出している部分で、N T Tのデータに基づいて、その中でもいわゆるほかの自治体との比較とか、透析室に関する資料という項目があるわけなのですけれども、逆に言うとN T Tデータとの話し合い、協議というのに進めているのかなというふうに期待を持っているのですけれども、当然のことながら、N T Tのグループでは病院経営もされていますし、医療関係のデータも相当持っている、大変大きなデータ収集会社だなというふうに思っていますので、それなりのアドバイスとか、資料とかというのは提示されて説明を受けていると思うのです。ただ、そういった大きな会社のデータ、あるいはその派遣されてくる説明員

の人たちにもよると思うのですけれども、その資料とあわせて、やはり身近にある病院を調査してもらいたい。このNTTデータの資料は、実はこういうことで、こうですよというのは、参考資料だと私はあくまでも思っているのです。ただ、詰めの作業で実施に向けた取り組みという形になると、やはり最終的には先ほども町長も言われていたとおり、まずは近場の病院とか同じような経営をされているような自治体病院とか、あるいは個人病院でも、やはり透析をメインにして、あと、さっき言った内科や小児科をやっているような病院、これやはり辿っていけばやはりご意見を頂戴することは、私は難しいことではないのかなというふうに思っていますので、とにかく、私はもう一度原点に返って、どのぐらい時間をかけてくれるのか分からないのですけれども、再調査をお願いしたいと思っていますけれども、考え方もう一度伺っておきたいと思います。

高山議長

町長。

町長

先ほどの答弁が再調査と言われれば、再調査をするということになるかなと思っております。要するに特にその近隣の門別国保病院との色々な関係ですとか、今後の例えば日高町と平取町の人工透析患者数の推移等も含めて、様々意見交換しながら情報共有して、実施できる方向がどうなのかということを探るということになるろうと思います。私も3月の答弁でもそうですし、実際、私の気持ちとしては、まず中立的な位置に立って本当にこの資料からなり、そういったいろんな事例から判断してどうするかということを決めたいということを再三申し上げているつもりでして、そういうふうに映らないというのは、ちょっとどうか、私の表現にまずさがあるのかなと思いますけれども、気持ちはそういうことですので、改めてご理解いただければというふうに思っております。そのNTTデータ経営研究所の資料等についても、本当に莫大な全国のそういったデータもあるということで、そういったものをぜひ参酌させていただきたいというふうに思っていますし、色々と千葉議員からご質問いただいた内容については、私も本当にそのとおりだなと思っております。冒頭申しましたとおりやはりうちの国保病院の経営の在り方とか、地域医療に対する姿勢ですとか、そういったものを全部含めて、透析室の実施が可能かどうかということをやはり判断せざるを得ないというようなことを思っていますので、本当に最終的には、色々な意見の中で決断しなければならないというふうに思っておりますので、そこに至るまで色々なやりとりが必要かなというふうに改めて感じているところもありますので、ぜひ、そういった議論になるような資料の提出ですとか、そういった協議の機会を持っていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

高山議長

8 番千葉議員。

8 番
千葉議員

そうですね、是非そういった形でこれからも…一生懸命やってくれていると私は思っていますけれども、踏み込んだ資料なども求めながら、実際どうなのかな、総合的な判断を期待しております。よく病院改革と言葉ではそう言うのですけれども、やはりトータルとしてどうなのという形が先ほど言った在宅診療とか訪問診療、これもやはり医療の点数が高くなっていくし、それから踏み込んでいくとやはり病院との信頼関係ができてくると、やはり足を運んで通院してくれる、いわゆる患者さんの数もおのずから増えてくる部分というのもあると思うのです。ですから、改革プランを語るとき、やはり無理、無駄、色々なこと、今まで一生懸命事務長をはじめ努力してくれている姿、私の目に焼きついていますから、そのことも大事なのですけれども、どうやったら病院を変えていけるのか、町民の多くに信頼していただいて、病院に足を運んでいただけるのか、という原点をやはり探っていくということを、ぜひこれからも続けてもらいたいなというふうに思っています。国保病院は、ご承知のとおり新しい建物になりまして、元金の償還だけでも、もう毎年1億円以上、1億数千万円という額になり、今のまま改革と言ってもなかなか難しい面は理解できるのですけれども、やはり病院を変えていかない限りは、財政的な負担というのはこれ否めないなと。このままずっと続くという認識なんです私。ですから、一般会計から繰入れする金額を少しでも、まずは1000万円でも2000万円でも減らしていく、そのためにはやはり、例えばの話ですが、やはり人工透析をやったら実際どうなのかなと。この資料で出された数字以外にも、私はそれこそ付帯意見ではないですけど、逆の意味で付帯して付いてくる患者さんの数も増えてくるという部分もやはり期待していいのかなというふうに思っていますので、その辺も総合的に加味をして、ぜひ調査をしていただきたいなというふうに思っています。難しいと思います、これは。今まで私も議員を20年以上やっていますが、なかなかこう思うような病院の経営とか改革ということに対して、言葉の入り口では議論されるのですけれども、どうしても入り口付近の議論だけで、先へ進めない部分というのかな、よしこれはちょっとやってみようという踏み込んだ意見がなかなか、今までなかったようにも思っているのです。ぜひ、その辺のところを汲んでいただいて、これからの病院経営、特に人工透析を中心としてやっている病院は果たしてどうなのか、どういった試算ができるのかということも含めて、トータルで病院改革を考えていただきたいと思います。その辺について、もしご意見があれば賜りたいと思います。

高山議長

町長。

町長

繰り返しになりますけれども、改革という名がついておりまして、私も国の

そういったガイドラインみたいなものというのは、要するに採算に特化したといいますか、要するにもっとこう、病院の統合ですとか、そういうものの方向性が非常に強いなという印象を実は持っております。ただ、本当に1事業として地域の医療を確保していくという、国保病院の役割はこれ非常に大きいものがあるというふうに思っておりますので、今、通常の繰入れプラス、公債費を入れて5億円を繰入れているという、非常に財政的には決して緩くないといいますか、そういう状況ではありますけれども、そういった経営はもちろんですけれども、やはり、こういった質の高い、平取町民が求めるような医療を追求していくというのも、公立病院の一つの大きな責務であろうというふうに思っておりますので、今日ご質問いただいたことを受け止めさせていただきながら、今後も病院運営に力を注いでまいりたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

高山議員

8番千葉議員。

8番
千葉議員

ぜひ、町長その辺のところ、改めてよろしく願いを申し上げておきたいと思います。監査委員のほうからも、再調査、確認事項として、2番目に人工透析についてということでも、多分町長、副町長の手元にも行っていると思うのですが、改めて方向性とか、それこそコストに見合った経営ができるのか、継続的な医療として継続できるのかということも含めて…ただ、要望されている方は、やはり今言った予備軍も含めると相当多いというのは事実です。答弁は要りませんが、改めて、この人工透析に対する実施に向けた考え方、1年かけてでも構いませんので、ぜひ調査をして、結論待ちでございますので、再度一生懸命その辺のことを取り組んでいただきたいというふうに思います。私の質問以上で終わります。

高山議長

千葉議員の質問は終了します。ここで午前中終わりにして休憩します。再開は午後1時半ということで、バスの見学もありますので、通常より30分休憩が長いですが、よろしくお願いをしたいと思います。それでは休憩に入ります。(ここで木村議員退席)

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後13時27分)

高山議長

それでは定刻前でございますけれども全員揃いましたので、一般質問の続きを再開したいと思います。次に、3番松澤議員を指名いたします。松澤議員。

3番

先に通告しております、平取町住環境の整備について伺います。平成24年

松澤議員	に住環境についての一般質問をさせていただきました。その頃、平取町は住宅が少ないために住宅を他町に求める現状でした。家族世帯は公営住宅の入居を希望しても所得の制限で入居出来なかったり、入居後の所得増に伴い、高額な家賃となる場合もあり、引っ越しを余儀なくされる方が多くいました。そのため、町内で家族世帯用を含むアパートを経営する方へ建設費を助成する方法をとっている自治体の例を挙げて質問いたしました。現在は行政の努力により改善されつつあると思っております。そこで、この事業をもう少し多様な場面に利用出来ないかと思い、質問させていただきます。この事業の目的には、移住定住とあります。長く住んでもらう願いが込められているとすると、一軒家にも適用してはと考えております。今回、他町の取り組みを調べてみました。上士幌町では、定住促進賃貸住宅建設助成補助事業という名称で、定住を促進する目的での一戸建てに対しての補助もありました。弟子屈町においては、従業員宿舎に対しての補助も行っているようです。補助金の額はまちまちですが、北海道は多くの町村が似たような事業を行っています。あと、以前に旦那さんの職場が変わったが、子育ての環境がいい町なので単身赴任してもらいましたという話を聞いたことがあります。そのとき平取町の子育てに対する取り組みを理解してもらっているなとすごくうれしく思いました。それでぜひ多くの方に住んでもらいたい。そのための取り組みとして、ぜひ考えていただきたいと思いますが、伺います。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	まず、町の住環境に対する施策を進めていただいたというふうに言っていたということでありがとうございます。その辺については今の賃貸住宅の建設促進事業の関係で取り組みを行ってしまして、令和３年度まででこの取り組みにおいて１２棟、建物が建っています。部屋については６９部屋整備されたという形になっておりまして、今の条件としては、２戸以上の共同住宅が条件ということになっております。今、他町の例を出していただいて、他町でも様々な取り組みがされているということで、金額は助成額がちょっと違うのだけれどもというお話があったと思うのですけれども、やはり当町の特徴としては、かなり他の町より賃貸住宅の助成額が突出して多いということだと思っています。ＰＦＩ法に近いようなぐらい、かなり助成をして、民間の住宅なのでそのあとの管理も民間にしていだけるということになっています。例えば、実際に建てた例ですけれども、２ＬＤＫが８部屋の建物が建った場合、これを町内業者で行っていただくと、１部屋につき３００万円出ますので、助成額が２４００万円になります。これに対して７８００万円ぐらい施工主様において建物に費用がかかったと、そこに２４００万円助成を行って、そこの家賃が５万６０００円になりますので、空き家率がなくそのまま１０年推移すると、最初の初期投資が回収できるという組み立てになって

います。これが、ある程度評価をされて、先ほど申し上げた実績につながっているのかなというふうに、当町では分析をしているところです。これを今の賃貸住宅のうちの、この促進事業をそのまま、戸建てに当てはめた場合でいうと、やはりなかなかそこはちょっと無理があるというのと、それともう一つ、その職員向けの住宅、従業員宿舎ですと、かなりその助成額が高いということになるので、地域住民に広くというよりかなり従業員の方に限定されて、使われる補助金がそれで高額でいいのかという、議論があるかなというふうに考えております。その辺で、なかなか今のうちの、民間住宅の促進事業の補助金をそのまま充てるとするのは難しいのではないかなというふうに考えています。ただ、今後においてこの後にもちょっと話が出てくるかとは思いうのですけれど、令和5年度において平取町住生活基本計画の策定に取り組む予定となっており、データに基づく根拠のある、住宅の適正配置の立案をすることとしておりますので、こちらの中で、おっしゃられた例えば、賃貸で戸建てを建てたいという需要があるのかとか、そこがきちんと補助金で先ほど言ったような経営プランが立てられるようなものになるのかですとか、例えば、従業員宿舎についてもどれぐらいニーズがあるのかですとか、実効性がある、別の要綱を立てるべきか、とか、そういったことをこの中で、横断的な課をまたいだ組織で、この住生活基本計画については検討を進めようということになっておりますので、その中で議論をしていければというふうに考えております。以上です。

高山議長

3番松澤議員。

3番
松澤議員

そうですね、以前質問した時は単身者向けのアパートは結構あったのですが、その頃は家族がいる方が住むというアパートがなかったということもありまして、その方たちはどういうふうにするかという、公営住宅に入るとサラリーマンでしたら給料が上がることに、とてもぼろい公営住宅でもすごく高い家賃になると。それでしたら新しいきれいな富川のアパートに住もうかなということで流れていっているという現状があったと思います。今、2LDKが8部屋ということで、それで網羅できているのかちょっと分かりませんが、そういう考えで前回は質問させていただきまして、それで定住するという言葉を載せてある以上は、ずっと住んでいただくということの中に、先ほど言いましたが、上士幌町でしたらやはり定住してもらおうということ念頭に置いた補助金ということで、定住という言葉の先に載せているということもありますので、平取町としても色々なことを考えていってほしいなと思っております。それで、色々なことをこれから考えていってくださるということで、色々なことの含みを持った考え方、色々な考え方をしてほしいなと思っております。現在従業員を抱えている会社がいくつかある中で、その従業員の方が遠くから通って来ているのであれば、このことによって住んで

いただいて、平取町民になっていただきたいなという思いもありますし、弟子屈町も大きな町ではないのですけれども、そういうことを考えているということは、それなりのメリットがあつての補助金の出し方をしているのではないかなと自分では思いましたので、質問させていただきました。あと、現在、補助金交付要綱で別表の備考のところ、町有地を賃借し、賃貸住宅等を建設する場合は上限家賃からそれぞれ2000円を減じた額を上限家賃とするとなっていますけれども、その理由が建てた後の返済のときの2000円だから大したことはないかなと思うのですけれども、そういうことがネックになっているのかなという、応募がないのかなというところをちょっと考えるところです。ですのでその条件のほかに、あくまで町有地を貸すという場合なのですけれども、その条件の他に例えばなのですが、町がやるよりこの補助を受ける業者さんとかオーナーさんがやるほうが安くできる仕事を込みでやってもらう条件とか、そういうものを選択してもらうなど、色々な場面の条件を増やしていくということで、それを利用できる業者だとか、建ててアパート経営をする人が補助金を借りようかなという考えになるような、そういうものを作ってはどうかと思っております。古い住宅を壊してそこに建てる場合など、全額でなくても利用する土地にある建物を取り壊す費用の一部を負担してもらうなどは考えられないのでしょうか。あと先ほどの従業員宿舎に対しての補助を行っている弟子屈町においては、助成対象の条件に民間賃貸住宅等を建設するために、同一敷地内の既存建設物を解体する方で、解体する建設物の所有者という項目を見つけたものですから、そういう考え方で、ここを貸すためにこういうことをしてもらうことが条件という考え方、その町に合っている考え方だと思うのですけれども、そういうふうなことも考えられるのではないかなと思います。あと、現在、平取町民間賃貸住宅等建設促進事業補助金を利用するとしても、土地がない、買ってまでは経費がかかる、というふうに考えている業者の方もいるのではないのでしょうか。まずは、本町みどりが丘住宅団地の跡地を、土地を確保出来ない業者のために町の土地を無償提供するという際の条件を検討し、建設できるように考えられないか伺います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

確か弟子屈町は取り壊しの分も上限100万円ほどで助成額が組まれているかと思えます。で、平取町は町有地を賃貸借して建物を建てた場合、町が土地を提供しているのである程度家賃を抑えてくださいということが書かれている程度ということで、町有地の規定については、今申し上げていただいたとおりかと思うのですけれども、そこを例えば弟子屈町のような条件をつけて、実務としてやっていただくことで、もう少し要綱のほう工夫出来ないかという意図かと思えますので、その辺については例えば町有地に既存の建物が建

っていて、そこを利用するとき、利用する場面というのが想定されるのかというところですね。今、みどりが丘の例を出していただいたところだと、そういうところも条件に合致するのかなと思うので、その辺の実際の状況と、こちらとしてそういったことを組んでいくことで、事業所さんとウィン・ウィンな感じで事業が進むのであれば是非検討したいと思いますので、そういったことで考えられないかなと思って伺いしておりました。ですので、こちらについても今後の、その横断的な組織の中で検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

高山議長

3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

ありがとうございます。よろしくお願いします。それとちょっと調べた中で天塩町では、民間賃貸教職員住宅建設助成事業というのがありました。目的には、老朽化が進む教職員住宅の環境改善を図るため民間活力を活用し、教職員住宅等の整備及び管理、運営することを目的とするとあります。本事業は P F I 法に基づき実施するものとなっております。教職員の方も実は町外から通っている方が結構いると聞いております。私は先生たちにはぜひ平取町住んでいただきたいと思っていますけれども、現在の状況ですと、先生たちの色々な事情といいますか、そういうこともあるかと思います。転勤族の方なので、例えばどこかにもう家を建てていて、そこから通える範囲であれば通ってきているとか、様々な理由があると思うのですが、その理由を一度確認することもあるかもしれませんが、環境が整っていないというのも判断の一つとなっているのかなと思います。ここは教育委員会の管轄だと思いますけれども、教職員住宅の環境整備のための補助についても伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

教職員住宅は教育委員会の管理になるのですが、民間住宅に対する助成という視点であることと、前半の教職員の方の通いの実態というところで少しお話ができると思いますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。町外からの通いの状況なのですが、平成 2 年の国勢調査の通勤状況である程度数字を拾うことができるのですが、平取町で働いていて町外から通勤しているというのが、国勢調査上では 4 3 1 人いるというデータが出ています。4 0 0 人を超えるかなりの数字でしたので、令和 4 年 4 月に町内の事業所、学校等を対象にアンケートを実施しております。1 0 7 事業所に協力を依頼して、その対象となる 4 1 8 名の方に依頼しております。回答が 9 2 件で回答率は 2 2 % でした。結果として、日高町からの通勤者が最も多く、次いで苫小牧市というふうになっておりました。業

種については92人中46人が公務員ということなので、この中でもかなり教員の方がいらっしゃるのかなというふうに考えております。転勤等のある教員などが通っている実態というのがここで見えてきたのですけれども、世帯構成で多いのが1人暮らしが回答のうち34人、夫婦と子どもとの世帯が29人ということで、ちょうど我々が定住してほしいような若者ですとか、若い生産年齢人口の子育て世帯の方が多いのかなというふうに見ることが出来ました。この方々が通っているのですけれども、住まいが持家という方が残念ながら40人いらっしゃったので、こういう方は、なかなか移住が難しいのかなというふうに考えております。ただ、一方で賃貸が51人ということになっておりました。その方々に平取町への引っ越しや移住を検討したことがあるかというふうに聞くと、残念ながらあるというのが21人、ないが69人ということで、ないほうがかなり多いという状況になっておりました。空き住宅がある場合はどうかというふうに聞いても回答は難しいというのが65人ということで、なかなか移住を考えていただけないということになっておまして、どういう条件が整うと考えられますかというところまで深掘りすると、買物等がしやすいですとか、建物が比較的新しくて今より家賃が安いとか、かなり条件がよくなれば検討してもいいよという回答でした。そのような状況もあるということで、まず現状把握についてはそのような形でアンケート等を行っているということと、あと今の教員住宅の関係でいくと、昨年度総合計画の外部評価委員会を開いたのですけれども、その中で、教員住宅の整備事業について外部の方、有識者の方に評価していただいたのですけれども、その中での意見として既存住宅の修繕改修という視点に捉われず、利便性の高い場所への集約化や民間賃貸住宅の借り上げ等も視野に入れた発展的な検討を行った上で整備を進めるべきという意見をいただいております。この意見に至ったその委員会での協議については、やはり生活様式が多様化しているという背景ですとか、先ほどのアンケート結果、やはり利便性の高い地域に住宅ニーズがあるということを考えると、これまで行ってきた教員住宅の整備事業、こちらのほうでは学校開放等でどうしても学校の側に住まなければならない校長先生とか教頭先生の教員住宅のある程度水洗化が終わり、一回りしたのかなというところがあるので、その他の住んでいただけるかいただけないかちょっとわからないその他の教員の皆さんの住宅を、今までどおり今の場所で整備するということについては、例えば民間の力も借りながら町なかに集約したほうがいいのではないかという意見が出たということになっております。こういったアイデアについても、先ほど申し上げた平取町の住生活基本計画の策定に取り組む中で、ぜひ議題として教育委員会とか、建設水道課等、横断的な組織をつくる予定ですので、そこで話し合っていければと考えているところです。以上です。

高山議長

3番松澤議員。

3 番
松澤議員

せっかく町が教職員住宅を整備したとしても、風呂をきれいにして水回りを良くしたとしても、来るという気持ちがないというようなイメージでよろしいでしょうかね。そういう感じですね。せっかくお金かけてもそういうことであれば残念だなと思いますけれども、自分も水回りがよければ住みやすくなるのではないかなと思って、町が進めていたことに期待をしていました。でも今の若い方、今の子育て世代の方たちは、多くの方が育った家自体がもう当然、水洗トイレ、システムキッチン、シャワーつきのユニットバスというのが当たり前の子ども時代といいますか、時を過ごしていると思います。ですから、そういう人たちが住もうとしたら、水まわりがきれいになって水洗になったとしても、畳の部屋のちょっと力を入れなければ窓が開かないような家では住みたいとは思わないというか、それが現状なのではないかなと思います。当然家に対する考え方が違いますので、中には安い家賃のところに住んでお金をためてマイホームを、と思う方もいるかと思いますが、転勤する方が平取町にマイホームを建てるとはなかなかないので、住みやすさを整えることが住んでもらうことにつながるのではと思いますので、検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。あと役場内でも町の全体を見据えた公共施設等のグランドデザインを検討する会議が行われてきたようですけれども、その姿は私たちにはちょっと見えづらいといいますか、言っていたことと違うところに建っているだとか、随分前からの構想なのですけれどもそういうことを感じているところです。それで令和5年度の予算に公営住宅等配置適正化検討業務委託料650万円とあります。その中の説明では、公共住宅建て替えにあたり、当初計画からの状況変化等により住み替えを希望しない方が増えていることから、公営住宅等の配置適正化を検討するための委託料となっております。これは公営住宅については、主にみどりが丘住宅団地のことだと思いますけれども、跡地利用についてを含めて、これから、平取町の住環境をどのような方向で取りまとめていく予定なのかを伺っておきたいと思います。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

まず、令和2年度から始まりました、みどりが丘住宅団地の建て替え事業に伴う本町中央団地の新築工事が令和4年度に完了いたしました。今後の計画をどのように進めていくべきかということで、先ほど松澤議員もおっしゃったとおり、建て替えてもすぐ住み替えるという意思がなかなかないというようなこともアンケート結果からあったものですから、その辺を一度立ち止まって検討するために、令和5年度において公営住宅等の適正配置及び管理戸数の整理、また解体、建て替えの検討を行うために予算の計上をさせていただきました。当初におきましては、みどりが丘住宅団地の建て替えを進めて

いく上で、どのような必要な事項があるかということを最優先に考えようと思っておりましたけれども、この経営計画に伴って、教員住宅や職員住宅の建て替えについても、検討を行うとして今回予定とさせていただいておりましたが、内部でいろいろと協議、議論していく中で、平取町における住環境に対する基本的なビジョンというのが、今までなかったなということに気がしまして、今ある平取町公営住宅等を長寿命化計画のバージョンアップと合わせまして、この長寿命化計画の上位計画に当たります、国の住生活基本法に基づく平取町住生活基本計画の策定を行うことといたしまして、平取町住生活基本計画とあわせて、公営住宅等長寿命化改良策定業務として、先日、プロポーザルにより業者を選定したところでございます。この計画の策定に当たしまして、住宅担当の建設水道課だけではなく、横断的に庁舎内のプロジェクトによる議論を行いまして、子育て住宅、高齢者住宅、災害対策住宅、農業等就労者住宅、公営住宅等の建て替え、取り壊しや用途変更による計画と合わせまして、町有地の活用を含めた民間参入のしやすさなどの可能性についても、前向きに検討していくべく策定していく運びと考えております。また、受注者コンサルタントからの提案としまして、現状把握のために子育て世帯、それから、戸建住宅高齢者世帯、また転入者、町外通勤者、町内企業など様々な階層からの聞き取りやアンケート調査の実施、また、役場若手職員による住宅政策提案会議の開催も予定されてございます。それでこれまで集めたデータなどと合わせまして、分析したものを計画に反映させていこうということで今考えてございます。また松澤議員からお示しいただいた色々な提案につきましても合わせて検討しまして、応じて町に不足する条例規則等の制定改定なども、横断的に実施していきたいと思っております。なお、策定の経過におきまして議会の皆様にも相談させていただくことがあるかと思っておりますけれども、ご協力をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

高山議長 ほか、松澤議員いいですか。それでは、松澤議員の質問は終了します。次に、6番崎廣議員を指名いたします。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 初めて質問させていただきますので、ちょっと緊張してますけれどもまいりかどうかい一生懸命頑張らさせていただきます。通告をしておりますので、それに基づいて質問させていただきます。昨年の12月15日のゼロカーボンシティ宣言について質問をさせていただきます。まず最初にこの宣言に至った経過と内容について簡潔にご教授をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

高山議長 町長。

町長 宣言の経過といたしましては、まさに宣言の内容に合致するものとなってご

ざいまして、近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加を起因とする地球温暖化が進んで、世界的な規模で自然災害、生態系への影響が明らかになっているというような状況でございまして、国内においても、この当町を含め、最近の猛暑、豪雨、大型台風ですとか、本当に私たちの命や暮らしが脅かされる状態となっているということで、もう今や地球温暖化防止の対応は世界の共通認識として各国で優先度の高い政策として取り組まなければならないものとなっていると考えているところです。2015年のパリ協定でも、平均的な気温上昇を2度以下に抑えるというようなことも出ておりまして、日本としてもそれに向けて2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしてございまして、このような国内外の動向を踏まえまして、当町においても、今直面している地球温暖化という課題に対して、町民、事業者、町が一体となって、脱炭素の実現に向けて再生可能エネルギー導入、省エネ活動等、積極的に推進することの必要性を強く感じたというところでございまして、町民が健康で安心してこの町で暮らし続けられるように、また当町の豊かな自然を次の世代につなぐためにも、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることも、この平取町としての責務であるというふうに捉えまして、昨年12月15日に宣言をさせていただいたということでございます。以上です。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

ありがとうございます。最初に具体の話聞いて次に、町長の思いを聞きたかったのですが、町長の思いを今聞かせていただきましたので次に進めさせていただきます。6月13日にこの事業のプレゼンが行われたというふうに聞いております。その結果と概要について教えていただければと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今、お話にあったとおり、6月13日に選定委員会による審議会を開催しております。事前の告示で一連の取り組みについて公告した結果、5社から手が挙がっておりましたので、こちらの5社からプロポーザル形式によって、事業者選定を行っております。今現在、1社のほうを選定させていただいております。こちらについて事前の申請で、事業者選定の後の実行計画策定に向けて、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業補助金というのに手を挙げていましたので、こちらの交付決定のほうは6月7日にいただいていたので、13日に業者を選定した段階で、すぐ契約できるような形でしたので、6月21日付けで1社と業務契約を結ぶという形で進んでおります。選定された事業者については、基礎地盤コンサル

	タンツ株式会社北海道支社でありまして、契約しようとしている金額としましては、１２７２万７０００円という予定で、そのプロポーザルとそれ以降の経緯ということで、そのような形で進んでおります。以上です。
高山議長	６番崎廣議員。
６番 崎廣議員 高山議長	委託事業の完了は仕様書によると１月２３日でしたけれど、よろしいですか。 まちづくり課長。
まちづくり課長 高山議長	お見込みの通り、１月２３日で間違いありません。 崎廣議員。
６番 崎廣議員	１月２３日が事業完了日であれば、取り組みが恐らく令和６年度からというふうに考えてるのだと思うのですけれども、１月２３日であれば新年度予算にどのような形で、具体的に事業予算を反映できるのか。例えばでありますけれども、もうないのだと思うのですけれども、ゼロカーボンに向けた取り組みで、今現在、ガソリン車である公用車を電気自動車に切替えますよと言っても、１月２３日完了日以降の作業では、かなり無理があるかなと思うのですけれども、その予算編成の進め方について教えてください。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ご指摘のとおり、１月２３日というこの委託事業の納期なのですけれども、どうしても２０５０年までのカーボンニュートラルを目指しての取り組みですので、どうしてもその事業所側と相談してもぎりぎりまでかかってしまうということで伺っております。それで、実際、環境省もこの事業については、第三者に事業を任せているような形になっているので、締切りがどうしても２月になってしまうということで、１月２３日というのはかなりぎりぎりの線でございまして、ただ、いくら相談してもやはりこの時期ぐらいまではどうしてもかかってしまうということで、ご指摘のとおり当初予算の編成を見込むと、行政的にはかなり厳しい日程ということで、実行計画を策定してすぐに十分な予算編成やスタートダッシュみたいなものが切れるかということ、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。ただ、既存の事業を進める上でも、なるべくそういったことについては配慮していきたいというふうに考えておりますし、あと、どうしてもこの実行計画を立てたことで、重点対策について、潤沢な予算が出てくるという組み立てになっているということもあって、今やれることとしては、この実行計画を立てる中で横断的に各課

とどんな事業がカーボンニュートラルに向けて当町としてできるのか、というのを同時並行で進めるということぐらいしか正直出来ないかなというふうに思っております。例えば、この重点施策の中で行われている事業を幾つか紹介すると、まず重点対策については5年間の事業になります。5年間の事業で我々の規模の市町村だと、最大で交付金を15億円、5年間でいただけるという事業になるのですが、重点対策で掲げた大項目については、5年間、基本的に変更出来ないという形になります。金額の内訳については多少移ったりは可能なのですが、最初に出した目標についてはなかなか変えられないという縛りがあるので、今後5年、実行計画を立てることで、重点対策を立てていただける助成金、これに向けて今年しっかり議論をしていくという必要があるかと思います。例えば、札幌市ですとこの重点対策での総事業費が18億円になっていて、交付金について9億円いただけるというプランを立てていて、具体的には庁舎の自家消費型太陽光発電設備の導入ですとか、市民省エネに対する補助、コジェネの導入ですとか、そういった項目を立てて今進めているのです。こういうものをこれから出てくる実行計画の数値を見て、平取町に再エネのポテンシャルがどんなものにどれぐらいあるのかというのも見ながら、うちとしてこの5年間で何を優先してやっていくかですとか、どういったことができるか、そこに対して15億円という、交付金の上限に向かってどれぐらい効率的な組み立てができるかということ、これから、やっていかなければならないということになるので、計画の後、議員がおっしゃるように速やかに事業をスタートできるためには、やはり今年からしっかりその辺について横断的に取り組む必要があるのかなというふうに考えています。ちょっと答弁になっているかどうか、申し訳ないですけど、以上でございます。

高山議長

6番 崎廣議員。

6番
崎廣議員

厳しいなというのは、よく分かりました。現在の当町の予算編成の進め方なのですが、町長が考えている次年度に対する政策の思い、政治家遠藤桂一としての思いが果たして全体に浸透しているのかというところが疑問であります。現場職員にきちんと伝わっているのか、恐らく個別には色々、各課との対応でやっているのだと思うのですが、ですから今回の案件に対してもその作業上では各課との議論ができるのだと思うのですが、その予算編成の前に、最近多くの自治体でやっているのですが、来年の予算については、町長はこう考えるだとか、うちの町はこういう方向で臨んでいきますよという、そういう場を作ってはどうかというふうに思っています。部課長を集めて、来年についてはこうこうこういうふうに考えるので、それで予算編成を積み上げてきていただきたいという、そのような場を作ってはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

高山議長

総務課長。

総務課長

その辺につきましては、基本的には総合計画を基本にということで、今までそういう手法でやっております。今、議員おっしゃられたとおり総合計画の中身は、基本的には町長の思いが入って作っていると総務課としては考えておりますけれども、そういう場面を一度作るということであれば、理事者のほうからそういう指示があれば、私たちのほうも対応したいと思っております。以上です。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

よろしくお願ひしたいなと思います。それでこのゼロカーボンの取り組みに對して職員がきちんと理解増進していけるのかという、そういったような研修をどのような形で進めていくのか、同時並行で行うのでしょうか、どのように進めていく予定でおりますか。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

現在の取り組みとあわせてちょっとお話ししたいと思うのですが、今現在は温室効果ガス排出量の削減を目的として策定しております、平取町地球温暖化対策の実行計画事務事業編というものを基本に進めています。これは2013年を基準に2030年に省エネ対策におけるCO₂排出量を36.9%削減することを目指して、平取町役場を中心に行政が取り組んでいるものに対する基準になるのですが、こちらのほうで今現在はその推進会議というのを開いて、どれくらい削減しましたというのを検証しながら省エネですとか、うちはバイオマスもあるので、創エネということでエネルギーを作るといふこともやっているのですが、そういうのがどういった効果があるかということをやっているということになります。公共施設の省エネ化については、これまでバイオマスの前にやってきた取り組みとして、カーボンマネジメント強化事業ということで公共施設の照明の省エネ化を図っておりまして、こういった効果も得られているということで、例えば電気消費量でいくと年間約13万1800キロワットアワー、北海道の世帯当たりの消費電氣量の年間換算で37世帯分ぐらいは今減らせていたという計算になります。84.5トン、CO₂に換算しますと、そのぐらいの量を平取町の役場の取り組みで削減できているという形になっております。そういったことを横断的に事業所の中で推進会議を設けて取り組んでいるというところですが、ただ、正直これが役場全体に浸透して、一丸となって取り組んでいるかという、まだまだなところはあろうと思うので、これを、実行計画を今年度策定

	した後は全町に広げなければならないので、まずはそこを職員全員が今こう いった取り組みをしているということを認識して、考えていくということを 啓発していかないとならないかなという段階だと思っております。以上です。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	よろしくお願いします。あわせてこのゼロカーボンシティ宣言の中身に書いて あるとおり、これは自治体と企業、町民が一緒になって取り組むという記 載になっています。住民意識の向上だとか企業意識の向上に向けた取り組み というのはどのような形で進めているのでしょうか。仕様書には入っており ませんので、これは行政直営でやっていくような形になりますか。
高山議長	まちづくり課長。
まちづ くり課長	先ほどの答弁でも申し上げたとおり、これから一気に実行計画を立てて、こ の温暖化の計画の区域施策編というものに発展させていかなければならない というふうになります。そうすると、省エネの取り組みを住民全体にぜひお 願いしなければならないとなりますし、省エネですとか場合によっては再エ ネ導入ができるかということを、事業者の皆さんと膝を突き詰めて話してい かなければならないということになっていくかなというふうに考えておりま す。その第1弾としては実行計画策定に当たって、まず、先ほど申し上げた事 業所をお願いしている部分としては住民アンケートを行うことと、地域事業 者へのヒアリングをこの業務の中に盛り込んでおります。そういった中で地 域の状況、地域課題等を把握した上で専門的な調査の中で平取町の再エネの ポテンシャル、例えば平取町では、太陽光でこれぐらいエネルギーを生むこ とができるというような、今、概算の調査が出ていますよということで、そう いったことをしっかり住民とも共有して一緒にやっていくということが大事 かと思っています。あと目標についても3段階に分けて、このまま平取町が このカーボンニュートラルに向けて取り組まなかった場合どうなるかという 推計と、省エネだけしたらどうなるのかという推計と、省エネに加えて再生 可能エネルギーを導入して、エネルギーも町内で作っていくというところも これぐらい加えたらどうなるかというような組み立てで、カーボンニュート ラルに向かうロードマップをつくるというような組み立てで実行計画を立て たいというふうに考えているので、そういったものをしっかり見える化して、 住民の方と共有して取り組めればというふうに考えております。まだ計画が できる前なので、今申し上げたことはこれからの取り組みにはなるのですけ れど、そういったイメージでおります。以上です。
高山議長	6 番 崎廣議員。

6 番 崎廣議員	丁寧の説明してもらってありがとうございます。この脱炭素のシナリオについてなのですけども、何か現状で考えられることがあれば何か、簡潔でいいです。何かわかりやすい、こういうようなことがありますよというのがあれば、何点か出してもらえるといいかなと思います。よろしくお願いします。
高山議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	これから5年間の重点対策を立てる中で考えられるのは、まず1点目に庁舎の建て替えがこの間に入ってくると思いますので、庁舎の建て替えのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：ゼブ）を使いながら行うということが、まず1点入ってくると思います。これは段階がいくつかあるのですけれど、ZEB ReadyだとかNearly ZEBだとか、それによって交付金も変わってくるのですけれども、どの辺を目指していけるのかというのをしっかり議論していく必要があるかなというのと、現在は木質バイオマスに取り組んだのですけれども、一応、町内事業者のチップを使えてはいるのですけれど、林地残材を使うですとか、そういったバイオマス産業都市構想の理想と比べるとまだちょっと実現ができていないというところがあるので、そういったものにつながるような取り組みをこの重点対策の中で何か考えられないかということを考えています。木質のバイオマスセンターを運営してみて、かなりチップの質というものが重要だということがわかってきましたので、やはりその絶乾のチップをつくれるような乾燥機施設をもう少し増やすですとか、そういったことが検討できないかなと今のところ考えているところです。以上です。
高山議長	6 番崎廣議員。
6 番 崎廣議員	かなり熟知をして作業を進めておりますので、なかなか一般の人にはわかりにくい状態になっていきますけれど、簡単に言うとそのエネルギーを節約するだとか、CO ₂ の少ない交通手段を選んでいくだとか、太陽光パネル付きの住宅だとかZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：ゼッチ）に取り組むだとか、食品ロスをなくすだとか、僕らができることは幾つでもあるのだと思うのですよね。この脱炭素社会実現に向けて、ライフスタイルの転換を求めて環境省が今行っているクールチョイスというものがあります。このクールチョイスに平取町や平取町役場がなぜか五月雨式に登録をしているのですよね。私がちょっと見た範囲ではこれは賛同署名があるんですけども、2017年9月14日には平取町が、2020年4月27日は平取町役場として、2020年12月25日は北海道平取町という形で団体登録をしているのですよね。これは、その時その時何かあったのかもしれないのですけれど、これ

	は一体どういうことなのかなと。平取町と打つとこれがポンと3つとも出てきますのでその当時いろんな経過があったのだと思うのですけれども、ご承知であればお願いします。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ちょっとお恥ずかしい話なのですけれども、クールチョイスの登録を町がしているというところが、いろいろな助成金や補助金の申請に必要になってきまして、この際に今おっしゃっていただいた検索して出てくるサイトで登録証のほうを発行して添付するのですけれども、その時に恐らく3回違う名前で登録して登録証を発行してしまったというのが原因になっているかと思います。時期的にはそれこそ先ほど申し上げた事務事業編を作ったタイミングですとか、カーボンマネジメントのLED化に対応をしていた頃の発行になっていますので、その際の助成金の申請等で違う名前で登録してしまった結果だと思っております。大変申し訳ございません。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	分かりました。そのときの補助事業の都度ということだと思うのですけれども、このクールチョイスというのは実は個人登録ができると思います。ゼロカーボンを進めるにあたり、町長はかなり熱い思いがあると思いますので、当然町長は個人登録をしておりますよね。
高山議長	町長。
町長	いや、しておりません。今後、速やかにさせていただきたいです。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	何かこう思いがあるので担当者だとか、そういう方は登録したらいいかなと。これは、誰が登録しているかというのは、個人名は実は検索出来ないような形になっているのですけれども、そういう思いがあってもいいかなと思うのですけれども。色々聞いてくると何かこういうような取り組みを以前やっていた記憶があるなという。持続可能性環境マネジメントシステムというISO14001という、役場で以前やっていたと思うのですけれども、現在どのようになっているのでしょうか。
高山議長	総務課長。

総務課長	I S Oにつきましては、平成17年12月16日に1回目のI S O14001を取得いたしまして、そのあと3年ごとに更新をしております、平成23年に3回目の更新をしまして、平成26年12月15日で一応認証は終了したということになっております。この間、町といたしましては、節電だとか、使用する紙の削減だとか、車の燃料の使用料の低減だとか、ごみの発生の抑制ということに取り組んでおまして、それなりの効果を得ていたわけですが、9年間やってその内容については職員にある程度浸透したということと、あと、色々な町でI S O14001を取得していたのですけれどもだんだんと…事務負担がちょっとあったということもありまして、平成26年12月を最後に認証はやめております。ただそのあと先ほどまちづくり課長が申しておりました、平取町地球温暖化対策防止実行計画というのを策定いたしまして、その中でそれを引き継ぐような形で省エネ対策に取り組んでいるところでございます。以上です。
高山議長	6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	取り組んでいるということですよ、信じていきます。まとめとしてなのですけれども、こういう計画だとか宣言というのは、作ることが目的ではないのだと思うんですよ。実践なくして計画も目標もないというふうによく言われます。実践することが大事だと思います。自治基本条例からいっても計画充実に向けた真摯な取り組みとつくり上げた計画の実践というのが謳われているのではないかなと思います。ゼロカーボンシティ宣言だけではなく、現状取り組んでおられる計画や各種宣言について、これからも真摯な取り組みをお願いしたいというふうに考えております。一つ目の質問を終わらせていただきます。その次の質問であります。地域循環型経済社会の実現に向けてということで通告をしております。先日の産業厚生常任委員会で説明のありました平取町ふるさと納税等アドバイザリー業務委託におきまして、平取町ではR E S A S（リーサス）のシステムを活用し、地域経済の分析について昨年12月22日に情報提供を受けているという説明がありました。現在の町内の経済状況につきまして、理解の範囲内で結構ですので、教えていただきたいなと思います。
高山議長	観光商工課長。
観光商工 課長	町内のお金の流れを示します地域経済循環の指標としましては、先ほどありましたR E S A Sといいますインターネットで閲覧できるデータというのがございます。このR E S A Sは経済産業省と内閣官房、国が提供しております地域経済分析システムでございまして、その地域の産業構造ですとか、人口の動態、人の流れなどですね官民の様々なデータを集約をして、見るこ

とができるシステムとなっておりまして、地域で稼いだお金をどれだけ地域で使っているかということが市町村ごとにそのデータを見ることができるシステムとなっておりまして、お配りしました資料でご説明をさせていただきます。この資料につきましては昨年12月にNTTデータ経営研究所より、アドバイザリー業務の中で、平取町の状況を説明していただくために提示された資料、それを抜粋したものでございますけれども、内容につきましてはRESASで試算されました、平取町の地域経済循環の図でございます。この図は地域の経済の全体像、それを生産、分配、支出という3つの段階において、そのお金の流入ですとか流出の状況を示してございます。2018年のデータが最新でございますので、現在と少し違う部分があるかもしれませんが、指標として考える場合では大きなずれはないのかなというふうに思われます。この図の左側の枠になりますけれども、まず生産、かっこ付加価値額とありますけれども、これにつきましては、第一次産業、第二次産業、第三次産業を合わせた額、これが167億円となっておりますが、この数字は平取町全体で稼いだ生産額から必要経費を差し引いた額でございまして、地域の利益、儲けの総額が示されてございます。平取町全体で稼いだ利益部分の金額が167億円と試算をされてございます。次に、中央の分配、かっこ所得でございましてけれども、先ほどの生産の167億円に地域外からの流入額138億円を合わせました、303億円となっております。この地域外からの流入額といいますのは、国ですとか、道からの交付税ですとか、補助金、また高齢者の年金などが含まれていると推察されております。この303億円がどのように使われているのか、それを示しておりますのが右の支出の部分の図になります。この図では、住民の消費等を示す民間消費、あと企業の設備投資を示す民間投資、それとその他の支出で構成されております。その他支出とは町ですとか国の機関の支出ですとか、地元企業の支出といったものも含まれてございます。この分配の303億円のうち136億円が地域外、町外へ流出しておりまして、残りの167億円が町内で完了していると、そういった試算になってございます。この数を割り返して資料の中央左側に記載されてございますけれども、平取町の地域経済の循環率というのが55%とされており、残りの45%は町外へ流出しているということがこの指標として試算をされてございます。この結果から資料上段に文面でございますけれども、NTTデータの見解としましても、町内の企業、商店が限定的なことから、町外流出が多い状況になっているのではないかというふうな推察がされてございます。町内支出の状況の説明は以上でございます。

高山議長

6番 崎廣議員。

6番
崎廣議員

ありがとうございます。非常に分かりやすかったと思います。この町内で循環している数字というのは、もし近隣の状況がわかれば、近隣はどうですか

	ね、平取町以外のところはどんな状況になっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。
高山議長	観光商工課長。
観光商工課長	まず日高管内になりますけれども、日高町では町内の循環率は65%、新冠町が61%、新ひだか町は80%、浦河町76%、様似町が60%、えりも町が72%ということで、平取町につきましては、管内で循環率は1番低いという状況になってございます。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	ちょっと残念な数字でありますけれども、RE S A S自体がその町その町で調査をしているわけではなく、一定の係数で出していますから、100%これが正しいかというのは微妙なところがあるのだと思います。この町内で生産された額、第一次産業、トマトなどを作って生産して、得ている所得、第三次産業として役場職員を始めとする給与所得者が得ているもの、建設業などが第二次産業で得た額、これらがどれだけ町内で使われているか、つまりその55%という部分なのですけれども、これが地域経済のバロメーターだというふうに考えられるのだと思います。これを少しでも上げることで地域経済は活性化するというふうには考えますけれども、こういう考え方でよろしいでしょうか。
高山議長	観光商工課長。
観光商工課長	平取町の55%、この数字が上がっていきますと、当然ながら平取町で稼いだお金を地元に戻す、それで仕事がお金で回っていくということになりますので、当然この数字が高いほうが、経済と町内の地域の経済として良くなっていくという状況でございます。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	ありがとうございます。先ほど説明がありましたとおり、この数字の中には交付税で得た役場の予算も算入されております。地域外からの流入として計算されているわけなのですけれども、役場が購入している消耗品だとか備品、これについては町内業者への発注が基本だと思いますけれども、現状はどうなっていますか。
高山議長	総務課長。

総務課長	役場で使用しております事務用品などの消耗品や備品につきましては、今議員もおっしゃった通り、地元業者からの購入を基本としておりまして、一部近隣の事業者からも購入をしているというような状況になっております。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	わかりました。地域の商店が少なくなってくる中で最近ネット購入なんていうのも各家庭で増えてきているのだと思います。以前、私が役場に入った頃は町内業者よりも町外の量販店のほうが安価で良いのだということを言われておりましたが、今はそれよりも、出掛けなくても購入ができ、安価だというネット販売に個人消費がシフトしているというふうに報道されていると思います。画面で商品を選んで安価に購入が出来、配達もしてくれるというこの便利なものですから、仕方のない部分もあるのですけれども、再度伺いますけれども公費購入でそのようなことはないでしょうね。
高山議長	総務課長。
総務課長	基本的にはそのような購入はしておりません。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	基本的にはそのようなことということで了解いたしました。各家庭などを振り返るとかなり厳しい悩ましい状況だとは思いますが。自分自身振り返っても、うーんと唸るときもありますから恐らく皆さん胸に手を当てると、そうだなというところがあるのではないかなと思います。それでは公共事業を発注する建設水道課においては、業者選定にあたり地元業者を活用していると思いますけれども、現状はどうでしょうか。
高山議長	建設水道課長。
建設水道課長	現状、建設工事における業者の利用につきましては、町内業者を基本としております。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	ありがとうございます。その中で2次循環と言われる、これは要は1次循環が最初の支出であって、それを受けた町内の人たちが2次循環で何を使うかという、その2次循環なのですけれども、つまり下請業者だとか、そこで使わ

	れる購入品までは指定出来ないというふうに考えますけれど、どうでしょうか。
高山議長	建設水道課長。
建設水道課長	先ほど議員のおっしゃるとおり、2次循環以降の購入につきましては、指定することは出来ないというふうに考えております。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	悩ましいですね非常に。先日の産業厚生常任委員会において、社会福祉法人に対する助成が出されておりました。購入備品のリストを見せてもらいましたが、ニトリの商品が過半でありました。電化製品についても業者指定とか、メーカー指定の型番が出されておりました。そこにしかない商品であれば分かるのですけれども、一般的な備品であれば機能指定で地元業者も参画できるような仕組みがあるといいかなと思います。福祉法人の担当者に聞きますと価格からいっても、どうしてもそうなる、安価なものを入れざるを得ないんだということでしたけれども、法人の行うことなのですからけれども、助成する側としてはどのようなお考えでしょうか。
高山議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	メーカー記載の資料等ありましたけれども、社会福祉法人平取福祉会のほうでは、給食費の材料の調達は町内業者というところもありまして、参考の見積りということでご理解いただければと思います。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	分かりました。悩ましいのですけれども、地元購買という言葉が以前は多く使われていたと思います。私が入ったころは結構聞かれておりましたが、最近は少なくなったような気がいたします。役場が行うだけではなく、地域住民に対して推奨するような機会も少なくなってきたような気がしております。町長はよく商工会の総会や出席者会議で、地元商店街の元気が地域のバロメーターだというふうに言われておりますが、そのためにも非常に重要な政策というか運動だというふうに考えております。町長の思いを聞かせてください。
高山議長	町長。

町長	お答え申し上げます。今の一連のご質問の中で、私としても地元購買、いわゆる地域の中でお金が循環するということは地域経済活性化にとって、これは非常に主要な要因になるかなというふうに思っております、商工会等にも役場が色々な啓発を行うことももちろんなのですが、やはり主体となる商工会がいかに物を買ってもらうか売るかということ、もう少し色々なアイデアを結集して組み立てていただければなという思いが強いわけでありまして、色々な手段でこういった購買に結びつけようというような動きは本当に理解出来ておりますけれども、最近やはり想定外の現象だとか、会員さんの減少、それから高齢化なども原因だと思いますけれども、だんだんそういったパワーというかエネルギーみたいなものが低下してきているのではないかという印象も受けまして、何とかそれではいけないという意味で、私、いつもあいさつ等で言わせていただくところなのです。まさにそういった意味では、商工会の元気をつくるための色々なもうこれ何をやっても駄目だと言ったら、もうそこまですべてになってしまいますので、ぜひ観光商工課、担当課とも、その連携の上で、本当に色々なものにトライしていくとか、そういった機会をぜひ、コロナ禍も去ったというようなこともありますので、今一度、そういった取り組みを双方で一緒に一生懸命やらせてもらうような機会を多くつくりたいというふうに思っています。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	ありがとうございます。地元購買は非常に大事だが、価格だとか選択するものの、販売する側の力量の課題など悩ましい課題が色々あるんだと思います。しかし、まちを維持していくためには持続可能な地域社会、SDGsを求めている社会が大事なんだというふうに考えております。これらの課題解決のためにもぜひ、勉強会がいいのか町民を交えた協議会がいいのか悩ましいところでもありますけれども、そういったようなプラットフォーム、そういったような場が必要ではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。
高山議長	観光商工課長。
観光商工 課長	地域内で経済を循環していくということは、非常に重要なことというふうに捉えております。先ほどのRESASによる試算でも、平取町の地域経済の循環率は55%とほかの自治体と比較しても低い状況であるということですから、さらに詳しい原因の分析ということも必要になるというふうに思いますし、どのような対応策が効果的なのか検討することも必要かなというふうに考えます。また、地域経済の循環という取り組みに当たりましては、地元の商工会との連携が必須であるかなというふうにも考えます。これまで商工会で

検討されてきた内容ですとか、その効果、そういったものを検証しながら、新たな施策の協議が必要となりますので、まずは、その地域で経済を循環するというものについて考える場の設定というのは、必要であるというふうに考えます。その中で研修会という形が効果的なのか、また協議会を設置するという形が良いのか、そういった検討もしていければというふうに思います。またこの地域で経済を循環させる取り組みにつきましましては、もう少し俯瞰的に捉えて、町全体として、まちづくりとしての課題という視点を持つことも重要だと考えますので、そういった関係機関とも連携を図りながら、検討する場というものを作っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

ありがとうございます。ぜひ前向きにお願いしたいと思います。この R E S A S の表なんていうのは本当に読み込みが難しくて、説明するほうもかなり大変だと思いますけれども、そういったことを勉強することによって自分たちが何をやらなければならないのか、自分たちが今住んでいる町を維持していくために何が必要なのかというのを、みんなで考えてみんなで悩んで、厳しいかもしれないけれども、できるところからやっていこうという形が大事だというふうに考えておりますので、行政側の真摯な取り組みをお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

高山議長

崎廣議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了しましたので、日程第 11、一般質問を終了します。
休憩します。

(休 憩 14 時 41 分)

(再 開 14 時 44 分)

それでは再開いたします。日程第 12、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情について、日程第 13、陳情第 2 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について、日程第 14、陳情第 3 号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第 15、陳情第 4 号、2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について、以上 4 件を一括して議題とします。この 4 件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告願

ます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

提出されました陳情4件について、6月16日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり、各常任委員会に付託して審査をすることで意見の一致を見えています。陳情第1号、第2号、第3号、この3件については総務文教常任委員会への付託、陳情第4号については産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

只今、議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第1号、第2号、第3号については総務文教常任委員会に、陳情第4号については産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、第2号、第3号については総務常任委員会に、陳情第4号については産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定いたしました。

日程第16、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第16、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定いたしました。

お諮りします。承認第2号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、承認第2号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管の事務調査及び陳情等について、閉会中に継続調査及び審査を実施したい旨申し出がありました。申し出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続し調査及び審査を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決2件、同意3件、報告1件、陳情4件で委員会付託4件、承認2件で決定2件となっ

ています。

以上で全日程を終了しましたので、令和５年第５回平取町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉 会 午後１４時５０分）